

宗像市立地適正化計画 (案)

令和 年 月

目 次

序章 立地適正化計画について

1. 立地適正化計画について2

第1章 宗像市の概況

1. 位置・地形・沿革 10
2. 都市計画の現状 12
3. 宗像市の概要 13

第2章 現状と将来見通しにおける都市構造上の課題

1. 人口動向 15
2. 土地利用の状況 19
3. 公共交通の状況 26
4. 都市機能の分布状況 31
5. 都市基盤整備の状況 40
6. 財政・地価の状況 45
7. 都市の状況 47
8. 産業の状況 48
9. 将来見通しにおける分析 51
10. 都市構造上の課題 56

第3章 立地の適正化に関する基本的な方針

1. 土地適正化における集約化の考え方 59
2. 立地の適正化に関する基本的な方針 63

第4章 目指すべき都市の骨格構造

1. 市街化区域と市街化調整区域における骨格構造の考え方 66
2. 中心拠点/拠点、地域/生活拠点、特定機能広域連携拠点の設定(市街化区域) 67
3. 地域/生活中心の設定(市街化調整区域) 70
4. 特化施設地区の設定(都市計画区域) 71
5. 交流軸の設定 73
6. 都市の骨格構造 78

第5章 都市機能誘導区域

1. 都市機能誘導区域の設定80
2. 誘導施設の設定89

第6章 居住誘導区域

1. 居住誘導区域の設定94

第7章 目標値と評価方法

1. 目標設定(誘導方針) 102
2. 誘導施策の展開 103
3. 施策指標 108
4. 評価方法 112

第8章 防災指針

1. 防災指針とは 114
2. 災害リスクの分析 116
3. 防災まちづくりの将来像・取組方針 151
4. 個別の取組内容とスケジュール 153

第9章 その他

1. 届出について 155
2. 福岡県との連携 157

序章

立地適正化計画について

1. 立地適正化計画について

(1)目的

全国的に人口減少・少子高齢化が進行するなか、今後のまちづくりにおいては、高齢者や子育て世代が住み慣れた地域で安全・安心に、健康で快適に暮らし続けられることや、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが求められています。

商業施設や医療・福祉施設、住居などがまとまって立地することで、高齢者をはじめ誰もがこれらの施設等に公共交通を介してアクセスできるなど、都市全体の構造を見直し、「宗像版多極連携の集約型都市構造」の形成をより一層進めていくことが重要とされています。

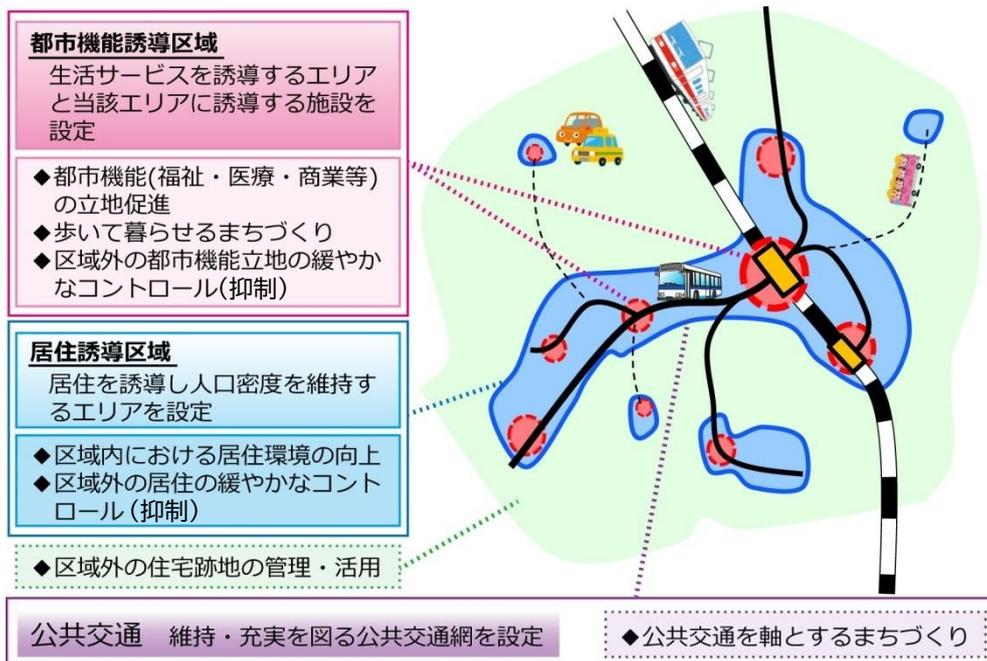
こうした背景を踏まえ、本市においては、第2次宗像市都市計画マスタープランの将来都市像である「コンパクトで魅力的な地域がネットワークする生活交流都市」の実現に向けた取組をさらに推進するため、平成30年4月に「宗像市立地適正化計画」を策定しました。

具体的には、商業施設や医療・福祉施設などやコミュニティが持続的に確保されるように居住の密度を高めていく「居住誘導区域」と、その居住誘導区域の中でも、特にまち全体として必要な都市機能の維持と新規立地を促す「都市機能誘導区域」を定めました。これにより、市街地の範囲や都市機能の立地をコントロールしながら、人口減少社会に耐え得る住みよいまちづくりの実現を目指しています。

また、近年では、全国各地で激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、総合的な防災対策を講じることが求められており、令和2年6月の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画において防災まちづくりの方針や取組を定める「防災指針」の作成が位置づけられました。

今回の改定では、上記の改正を踏まえるとともに、第3次宗像市国土利用計画における土地利用の方向性や、第3次宗像市都市計画マスタープランで掲げる都市像「コンパクトで魅力的な地域がネットワークする生活交流都市」の実現に向けて、誘導区域の見直しや防災指針の追加などを行うものです。

【立地適正化計画のイメージ】



(2)都市づくりの基本方針

本市では、第3次宗像市都市計画マスタープラン(以下、都市計画マスタープラン)において、『コンパクトで魅力的な地域がネットワークする生活交流都市』を将来都市像として掲げ、その実現に向けて、次の通り、基本理念と将来都市構造の形成方針を定め、都市づくりを進めています。

本計画では、これらの方針を踏まえ、立地の適正化を図るため、都市機能の集積、居住の誘導、公共交通の充実に関する基本的な方針と目指すべき都市の骨格構造を定めます。

◆ 都市づくりの理念と目指すべき都市像

都市計画マスタープランでは、都市づくりの理念を『宗像版多極連携の集約型都市構造の形成』として、既存ストックを有効に活用し、本市にふさわしいコンパクトで中身の充実した良質で暮らしやすい都市づくりを市民・事業者・市の協働で進めることとしています。

また、目指すべき都市像を『コンパクトで魅力的な地域がネットワークする生活交流都市』と定め、市街地や集落、島々が、それぞれの独自性を発揮しながら活性化し、人と人とのつながりや地域相互の連携が強化された、安全・安心で暮らしやすい都市を目指すとともに、多様な主体が共創することで新たな価値やイノベーションを創造していくまちを目指します。

【都市づくりの基本理念と将来都市像】

都市づくりの基本理念
『宗像版多極連携の集約型都市構造の形成』



将来都市像
『コンパクトで魅力的な地域がネットワークする生活交流都市』

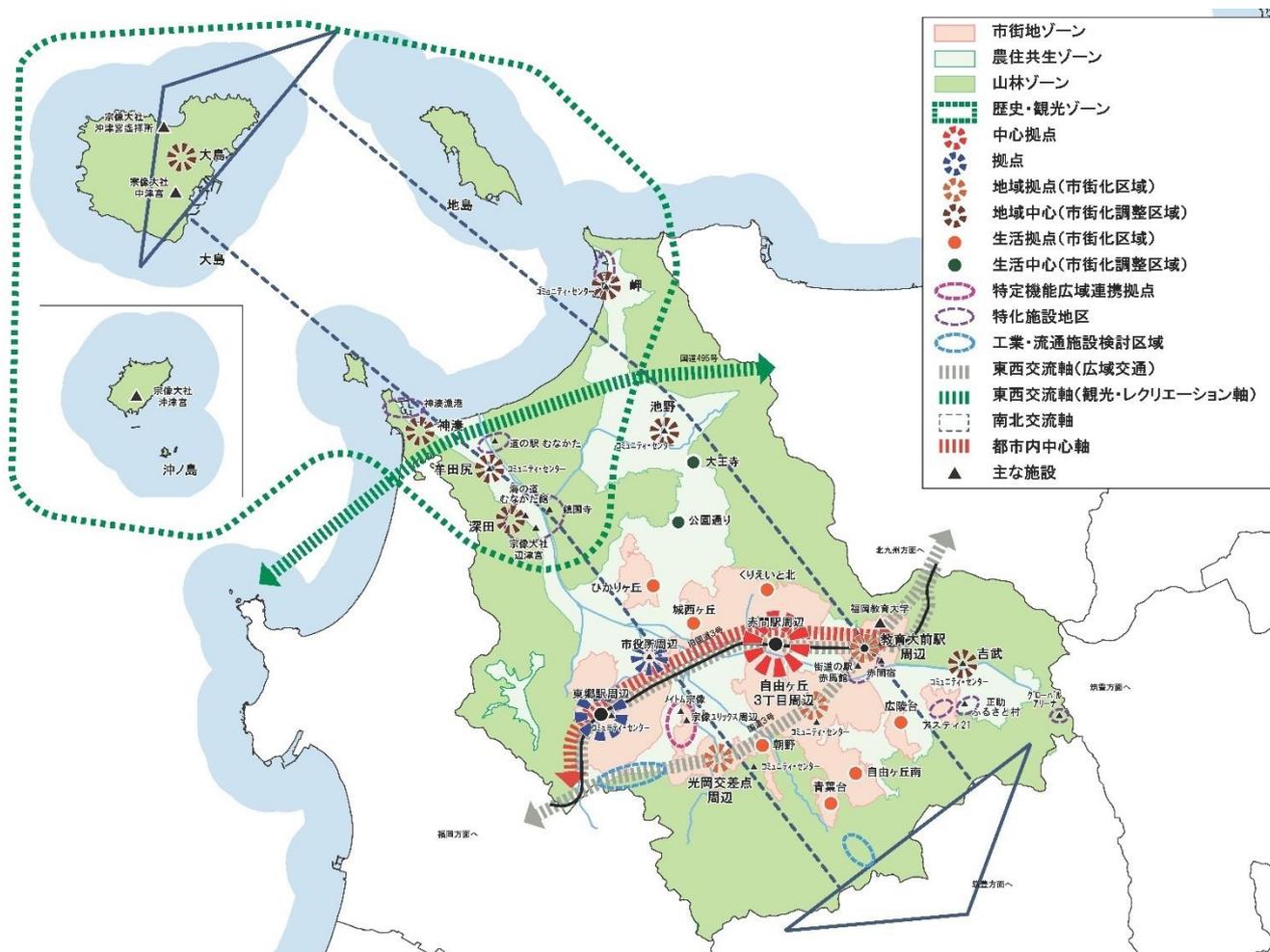
- ・誰もが住み続けられる、快適で安全・安心な「まち」
- ・活発な交流・活動を生み出し、人々の暮らしや文化を育む「まち」
- ・多彩な自然・歴史資源と共生する「まち」
- ・観光拠点を磨き上げ、交流ネットワークを育む「まち」
- ・多様な主体との共創により新たな価値やイノベーションを創出する「まち」

◆ 将来都市構造

都市計画マスタープランでは、将来都市像の実現に向け、魅力ある拠点と地域を結ぶネットワークを形成するため、以下の通り「ゾーン」、「拠点」及び「中心」、「軸」などにおける形成方針を定めています。下表のうち、本計画と特に関連性の強い項目は赤枠の通りであり、居住誘導区域や都市機能誘導区域の設定などにより具現化していきます。

	名称	設定箇所	形成方針
ゾーン	市街地ゾーン	中心市街地：旧国道3号沿いの東郷駅から赤間駅、教育大前駅に至る区域	多様な都市機能の集積を図るとともに、それらを支える居住人口を集積するため、良好な市街地環境整備を推進
		住宅市街地：市街化区域内の住宅系土地利用を中心とする区域	
	農住共生ゾーン	市街化調整区域のうち、山林以外で農地や集落が形成されている区域	豊かな自然環境と調和する集落環境の保全・整備を促進
	山林ゾーン	山林として土地利用が形成されている区域	レクリエーションや防災など、多面的な機能の発揮が期待できることから保全・活用を推進
	歴史・観光ゾーン	宗像大社や鎮国寺、大島、地島などの島々を含む区域	自然環境や歴史的遺産、農漁業を活かした観光・交流を促す拠点やネットワークを形成
拠点・中心	中心拠点	赤間駅周辺	市民のニーズに応え得る中核的な商業・業務、医療・福祉機能など高次都市機能の立地を促進
	拠点	東郷駅周辺、市役所周辺	東郷駅周辺は、市民の利便性を高めるため、商業・業務機能などの立地を促進する。また、市役所周辺は行政機能などの維持を図る。
	地域拠点（市街化区域）	教育大前駅周辺、自由ヶ丘3丁目周辺、光岡交差点周辺	交通ポテンシャルを活かし、地域の日常的な利便性の維持・充実に資する商業・医療機能などの立地を促進
	地域中心（市街化調整区域）	吉武、池野、岬、大島、牟田尻、深田、神湊	持続可能な地域コミュニティの存続に向けて、生活するうえで必要最低限の機能を確保
	生活拠点（市街化区域）	くりえいと北、城西ヶ丘、自由ヶ丘南、ひかりヶ丘、広陵台、青葉台、朝野	周辺地域の日常生活に必要な商業・医療機能などの立地を促進
	生活中心（市街化調整区域）	大王寺、公園通り	郊外の住宅市街地を対象に、商業・医療機能などの日常生活に必要な施設を確保
	特定機能広域連携拠点	宗像ユリックス周辺	近隣市町との連携により、さらなるサービスの向上や管理の効率化を促進
軸	東西交流軸（広域交通）	本市と福岡市・北九州市を結ぶ軸（国道3号、JR鹿児島本線）	主として広域的な連携・交流に資する自動車・公共交通の円滑化を促進
	東西交流軸（観光・レクリエーション軸）	本市と福岡市・北九州市を結ぶ軸（国道495号）	玄海国立公園内の自然環境や沿道景観に配慮した道路整備、道の駅むなかた周辺の円滑な交通を促進
	南北交流軸	筑豊地域と大島に至る本市を結ぶ軸	中心拠点や観光・レクリエーション施設へのアクセス性を高め、筑豊地域（若宮IC方面）との結びつきを強化
	都市内中心軸	教育大前駅、赤間駅、東郷駅を結び、国道3号に至る軸	自動車、歩行者・自転車など、多様な交通に対応できるように安全で快適な道路整備を推進
その他	特化施設地区	アスティ21（むなかたりサーチパーク）、宗像大社辺津宮・鎮国寺・海の道むなかた館周辺、神湊漁港、鐘崎漁港、道の駅むなかた周辺、街道の駅赤馬館周辺（赤間宿）、グローバルアリーナ、正助ふるさと村	多様で高次の市民活動や広域的な観光・文化の交流を促進
	工業・流通施設検討区域	国道3号沿線、朝野	市の活力向上に向けて、周辺環境に十分配慮しながら工業や物流などの土地利用を促進

【都市計画マスタープランにおける将来都市構造】

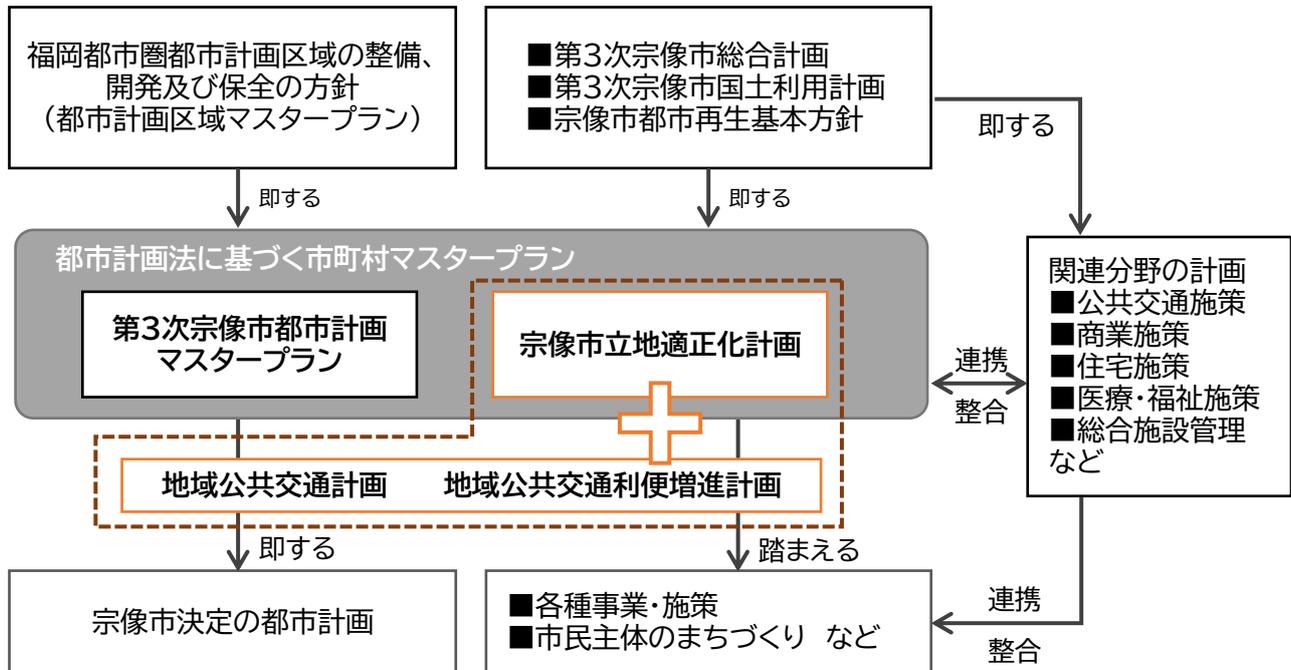


(3)位置づけ

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条※に基づき、都市全体の観点から居住や医療・福祉、公共交通などの様々な機能に関する包括的なプランとして策定するものです。

本市の立地適正化計画は、福岡都市圏都市計画区域マスタープラン、第3次宗像市総合計画等に即するとともに宗像市都市計画マスタープランと調和を保って策定します。

【立地適正化計画の位置づけ】



(4)対象区域

本計画の対象区域は、都市再生特別措置法第 81 条に基づき、都市計画区域とします。

ただし、市街化区域と市街化調整区域では既存の土地利用規制・誘導が異なるため、具体的な都市機能や居住などの誘導の方法に違いがあります。

(5)目標年次

立地適正化計画は、長期的なまちづくりの計画であることから、概ね 20 年後を目標として見据えつつ、「第3次宗像市都市計画マスタープラン」と同様の令和 17 年を目標年次として設定します。

※都市再生特別措置法などの一部を改正する法律(抜粋)

第八十一条 市町村は、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。)の立地の適正化を図るための計画(以下「立地適正化計画」という。)を作成することができる。

(6)構成

本計画は、下図に示すように、将来見通しを踏まえたうえで方針を定め、方針を具体的に示す誘導区域の設定で構成されています。

章	各章で対象とする区域		
序章 立地適正化計画について 1. 立地適正化計画について	序章～2章は、宗像市の概況及び現状を把握するため、離島を含めた市域全体を対象とします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">市域全体</div>		
第1章 宗像市の概況 1. 位置・地勢・沿革 2. 都市計画の現状 3. 宗像市の概要			
第2章 現状と将来見通しにおける都市構造上の課題 1. 都市の現状 2. 将来見通し(人口推計) 3. 将来見通しにおける分析 4. 都市構造上の課題			
第3章 立地の適正化に関する基本的な方針 1. 立地適正化計画における集約化の考え方 2. 立地の適正化に関する基本的な方針	3章～4章は、立地適正化計画の対象区域である都市計画区域を対象とします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto; text-align: center;">都市計画区域</div> <table border="1" style="margin: 0 auto; width: 80%;"><tr><td>市街化区域</td><td>市街化調整区域</td></tr></table>	市街化区域	市街化調整区域
市街化区域		市街化調整区域	
第4章 目指すべき都市の骨格構造 1. 市街化区域と市街化調整区域における骨格構造の考え方 2. 中心拠点／拠点、地域／生活拠点、特定機能広域連携拠点の設定(市街化区域) 3. 地域／生活中心の設定(市街化調整区域) 4. 特化施設地区の設定(都市計画区域) 5. 交通軸の設定 6. 都市の骨格構造			
第5章 都市機能誘導区域 1. 都市機能誘導区域の設定 2. 誘導施設の設定			
第6章 居住誘導区域 1. 居住誘導区域の設定	5章～6章は、居住誘導区域が市街化調整区域に設定できないため、市街化区域を対象とします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto; text-align: center;">都市計画区域</div> <table border="1" style="margin: 0 auto; width: 80%;"><tr><td>市街化区域</td><td style="text-align: center;">—</td></tr></table>	市街化区域	—
市街化区域	—		
第7章 目標と評価方法 1. 目標設定(誘導方針) 2. 誘導施策の展開 3. 施策指標 4. 評価方法	7章は、主に都市機能誘導区域及び居住誘導区域を対象とします		
第8章 防災指針 1. 防災指針とは 2. 災害リスクの分析 3. 防災まちづくりの将来像、取組方針 4. 個別の取組内容とスケジュール 5. 防災指針における目標値	8章は、離島を含めた市域全体を対象とします		
第9章 その他 1. 届出について 2. 福岡県との連携			

第1章

宗像市の概況

1. 位置・地形・沿革

(1) 位置・沿革

福岡市と北九州市の両政令指定都市の間に位置し、両市の中心から概ね30kmの距離となっています。市域面積は119.94 km²です。

昭和29年、東郷町、赤間町、吉武村、河東村、南郷村の5町村と神興村の一部が合併し、宗像町が誕生しました。翌年には、神湊町、田島村、池野村、岬村の4町村が合併し、玄海町が誕生しました。

昭和52年には、宗像町の人口が5万人を突破し、昭和56年に宗像市(旧)が誕生しました。

その後、平成15年に宗像市(旧)と玄海町が合併し、新しい宗像市が誕生しました。平成17年には大島村と合併し、現在の宗像市となっています。

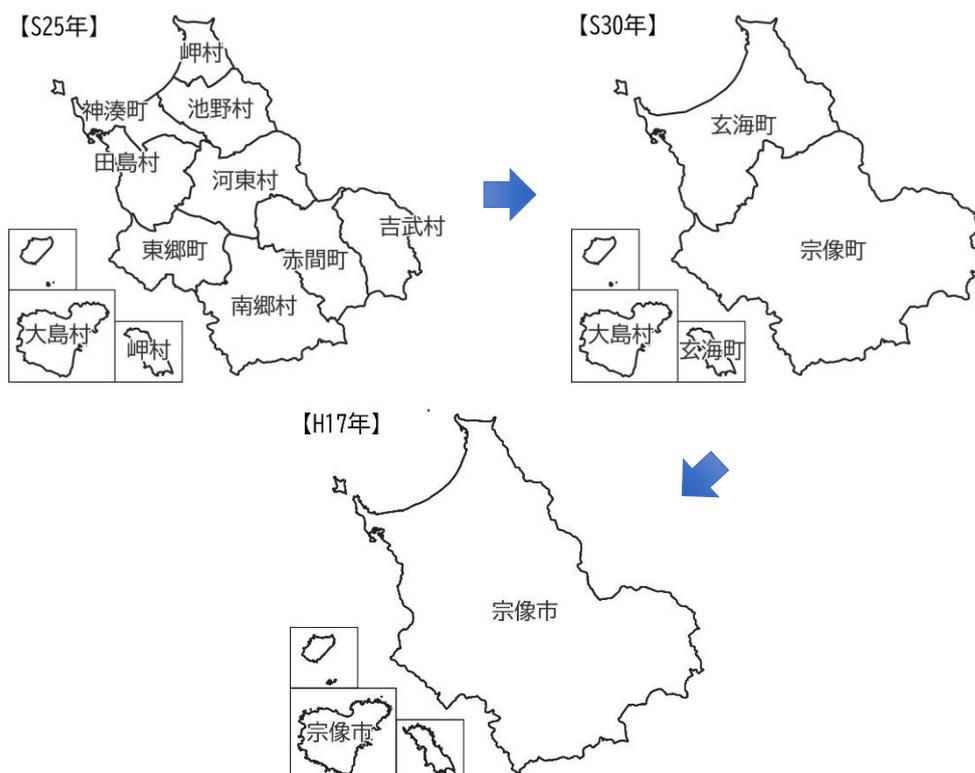


【市域の移り変わり】

合併年月日	新市町名	合併町村名など
S29.4.1	宗像町	東郷町、赤間町、吉武村、河東村、南郷村、神興村の一部
S30.4.1	玄海町	神湊町、田島村、池野村、岬村
S56.4.1	宗像市(旧)	宗像町が市制施行
H15.4.1	宗像市	宗像市(旧)、玄海町
H17.3.28	宗像市	大島村(宗像市に編入合併)

出典：市ホームページ（宗像市の概要）

【宗像市の沿革】

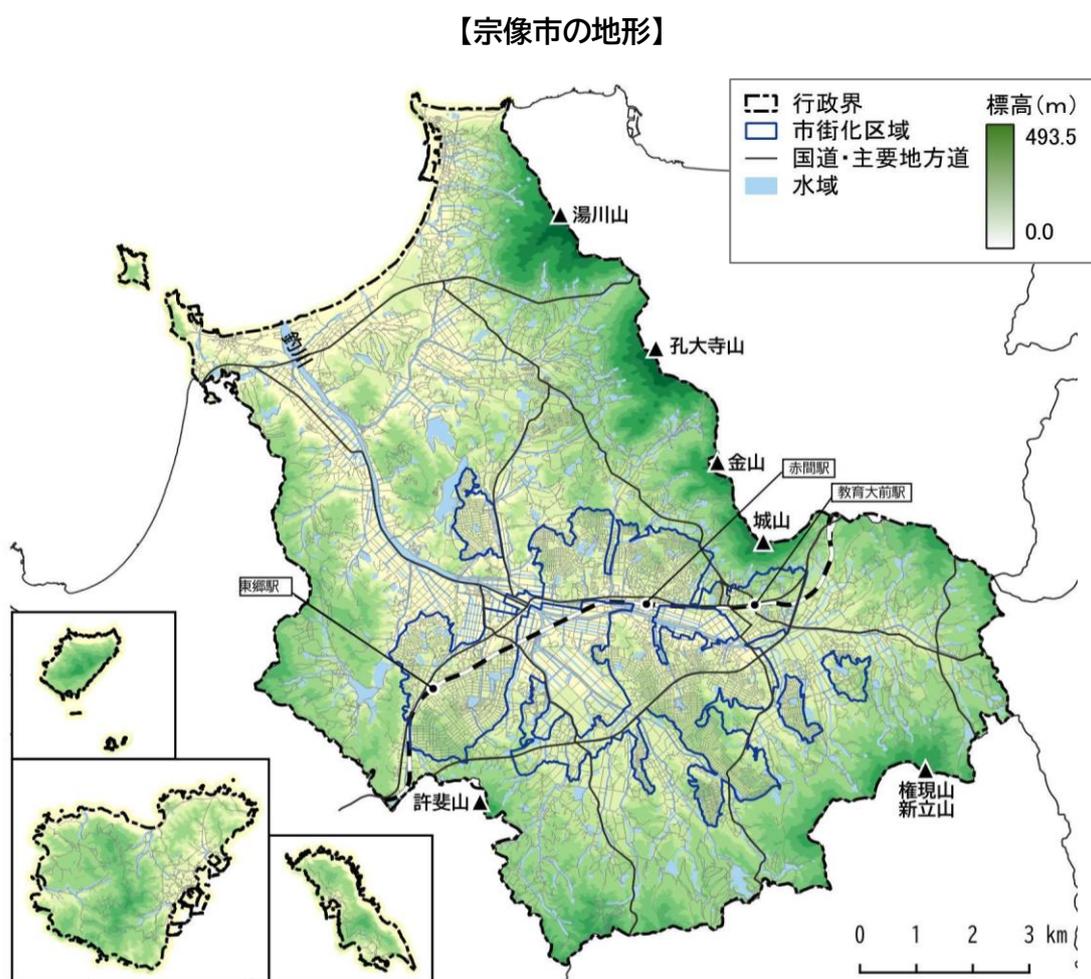


出典：国土交通省 国土数値情報

(2) 地形

標高 200～400 メートル前後の山々や丘陵に囲まれ海に向けて広がる盆地の地形をなし、市中央を釣川が貫流しています。また、玄界灘の島々やさつき松原などの貴重な自然環境を持つ海岸があります。

住宅地開発は、市中央を貫流する釣川沿いの農地の後背となる丘陵部を中心に行われてきたため、市街地が分散しています。その市街地を道路網が相互に結んでおり、緑に囲まれたゆとりある良好な住環境の景観が形成されています。



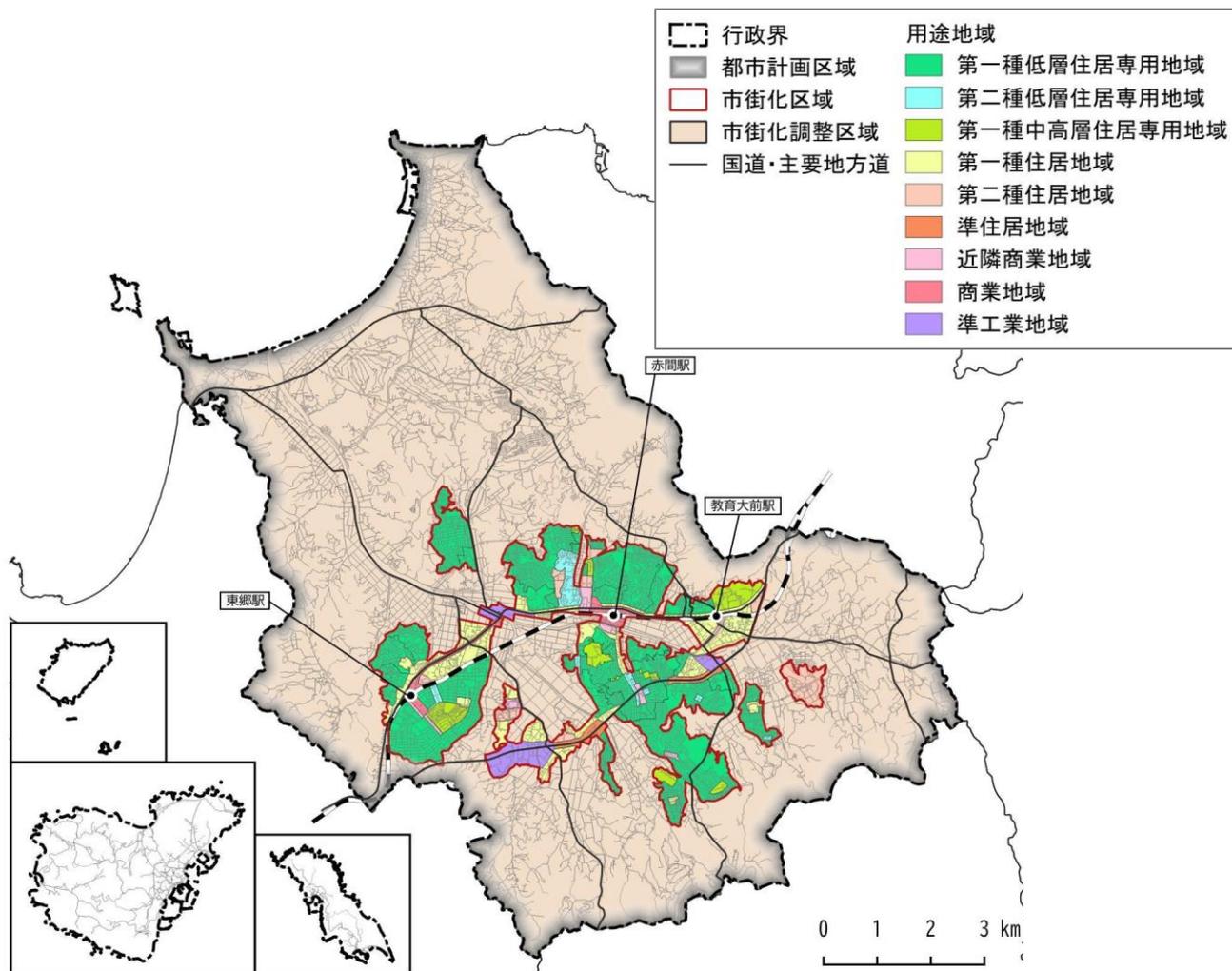
出典：国土地理院 基盤地図情報（R5 時点）

2. 都市計画の現状

本市は昭和36年に宗像地域全域(旧宗像市)の区域が都市計画区域に指定され、平成25年には離島を除く玄海地域(旧玄海町の区域)にも都市計画区域が拡大されています。

また、昭和49年に宗像地域が市街化区域と市街化調整区域の指定を受け、平成25年には離島を除く玄海地域も市街化調整区域の指定を受けています。

【宗像市の都市計画】



出典：令和4年度都市計画基礎調査

種別	面積(ha)	割合
市域	11,994	100.0%
都市計画区域	10,973	91.5%
市街化区域	1,876	15.6%
市街化調整区域	9,097	75.8%

種別	面積(ha)	割合
第一種低層住居専用地域	1130	60.2%
第二種低層住居専用地域	55	2.9%
第一種中高層住居専用地域	103	5.5%
第一種住居地域	308	16.4%
第二種住居地域	88	4.7%
準住居地域	37	2.0%
近隣商業地域	36	1.9%
商業地域	45	2.4%
準工業地域	74	3.9%
計	1,876	100%

出典：令和5年度版 宗像市統計書

3. 宗像市の概要

(1) 成り立ち

福岡市と北九州市の中間(両市の中心から概ね 30km の距離)に位置する自然と歴史に恵まれたベッドタウンとして発展してきました。

また、昭和 40 年代から宅地開発が活発化し、大規模団地の造成に伴い、人口が増加(S40:34,029 人→R2:97,095 人)してきました。今後は人口減少が想定されており、古くからの住宅団地においては、建物の老朽化や住民の高齢化、空き家・空き地の増加などが進み、住宅団地の再生が必要となっています。

(2) 都市の構造

低地部の農地を保全し、後背の丘陵部を中心に宅地開発を行ったため、市街地や主要都市機能が分散立地しています。そのため、一極集中ではなく、地域の特性を踏まえた多極連携の集約型都市構造を形成する必要があります。

(3) 住環境

低層住宅を基本とする良好な住環境が多いため、集合住宅による高密度化による居住集約化は住民に馴染まないと予測されます。そのため、大規模に市街地を削減するのではなく、既存の低層住宅ストックを有効に活用した集約、誘導を進める必要があります。

【近隣市町との比較】

	自然的土地利用の割合※1(%)	住宅地の平均地価(円/㎡)	一低専の割合(%)	一戸建て住宅の延床面積(㎡)
宗像市	64.6%	34,200	60.2%	120.88
福津市	55.6%	52,000	—	122.28
古賀市	34.0%	61,400	21.5%	118.14
新宮町	58.6%	83,700	—	128.4

※1：自然的土地利用とは、民有地に占める田、畑、山林、原野の割合
出典：宗像市統計データ（R5）、令和 5 年地価公示、H30 住宅・土地統計調査を基に作成

第2章

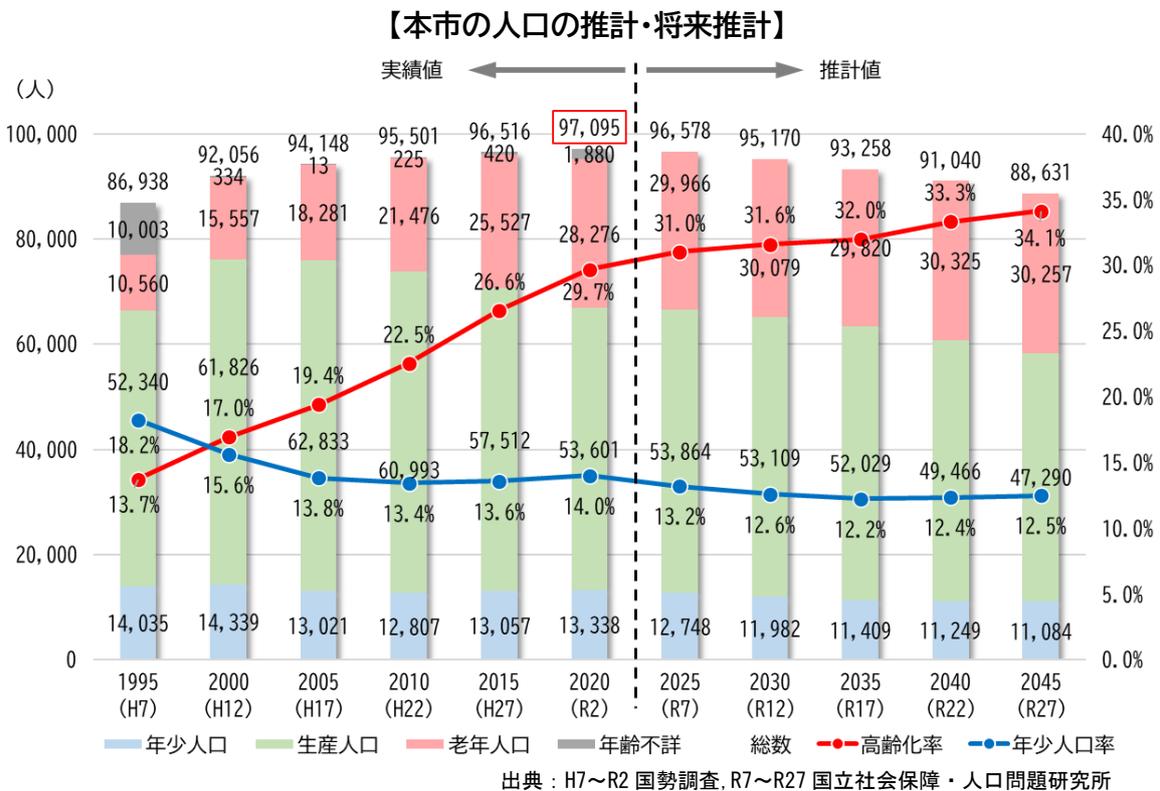
現状と将来見通しにおける都市構造上の課題

1. 人口動向

(1) 人口・世帯数の動向

本市の人口は令和2年まで増加傾向で、平成12年から20年間で約5千人増加しています。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、今後は減少が想定されており、令和27年には、88,631人になることが予測されています。

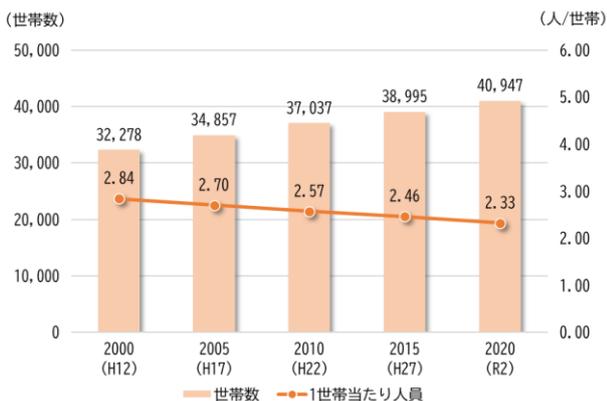
全国的な動向と同様に、本市の総人口は今後減少が想定されるとともに、今後も高齢化が進行することが見込まれています。令和2年の高齢化率は29.7%ですが、令和7年以降は30%以上(全国では令和12年に30%以上となる見込み)となることが見込まれており、令和27年では34.1%になることが見込まれています。



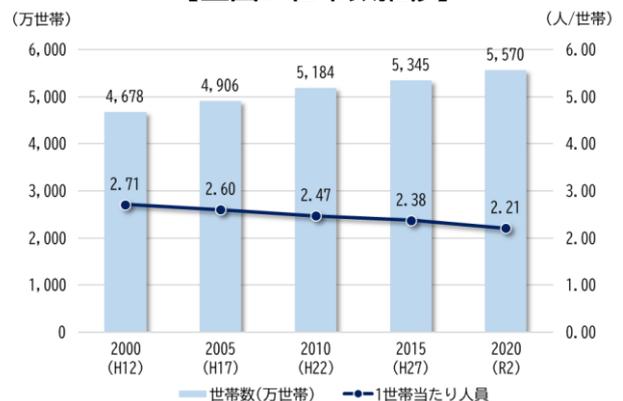
本市の世帯数は一貫して増加傾向にあり、令和2年の世帯数は40,947世帯となっています。

一方で、1世帯当たりの人員は一貫して減少傾向にあります。これは全国の動向と同様であり、核家族化や単身者世帯の増加等といった世帯形態の変化が要因として考えられます。

【本市の世帯数推移】



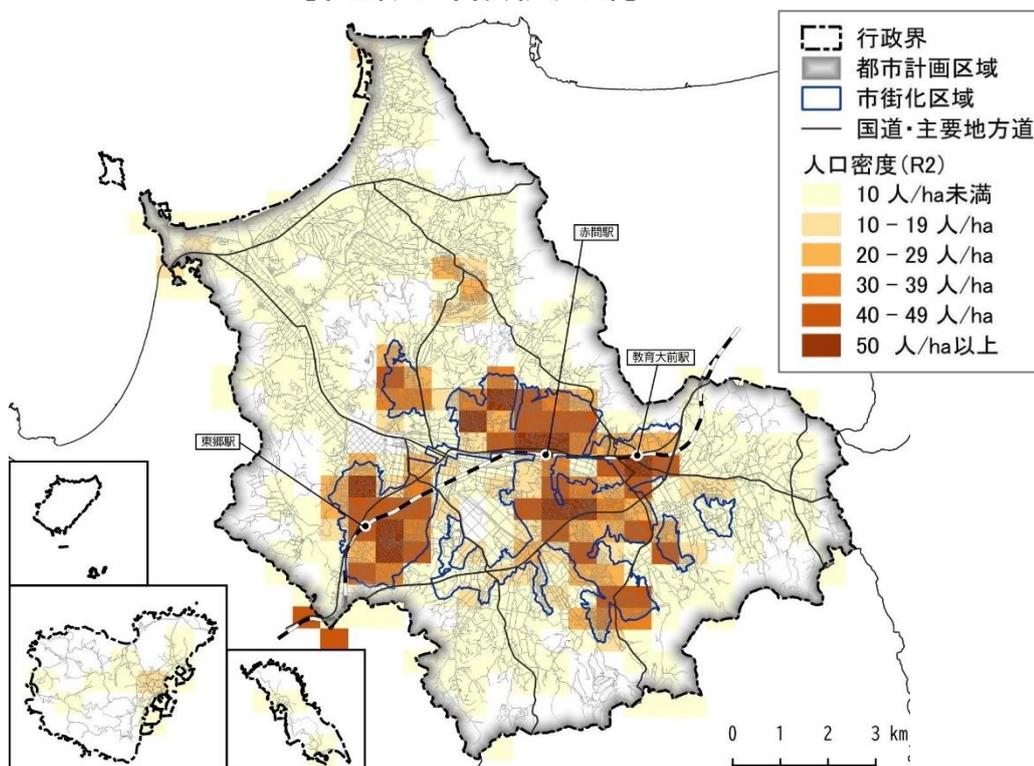
【全国の世帯数推移】



令和2年の人口密度を見ると、市街化区域内では40人/ha以上の箇所が多くありますが、市街化調整区域のほとんどの区域では10人/ha未満となっています。

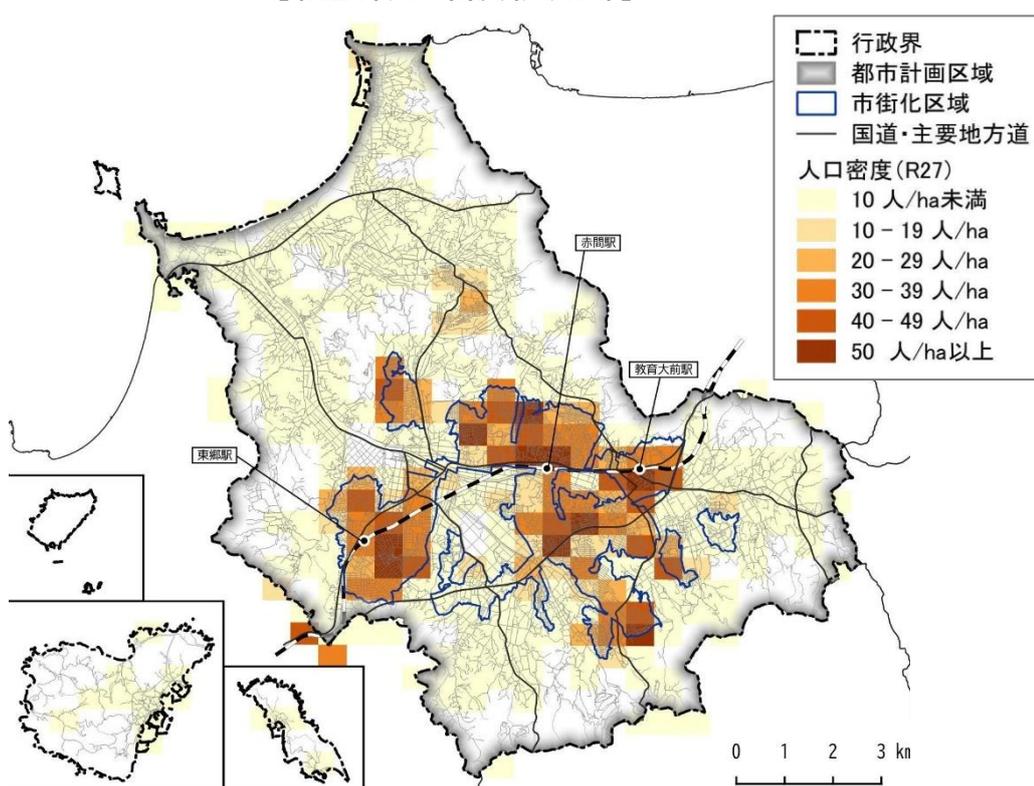
令和27年においても令和2年と同様、市街化区域においては高い人口密度を保つ見込みであり、都市機能を支える一定の人口集積が見込まれます。一方で市街化調整区域においては低密度の状況が続くことが見込まれます。

【(R2)人口密度(人/ha)】



出典：国勢調査

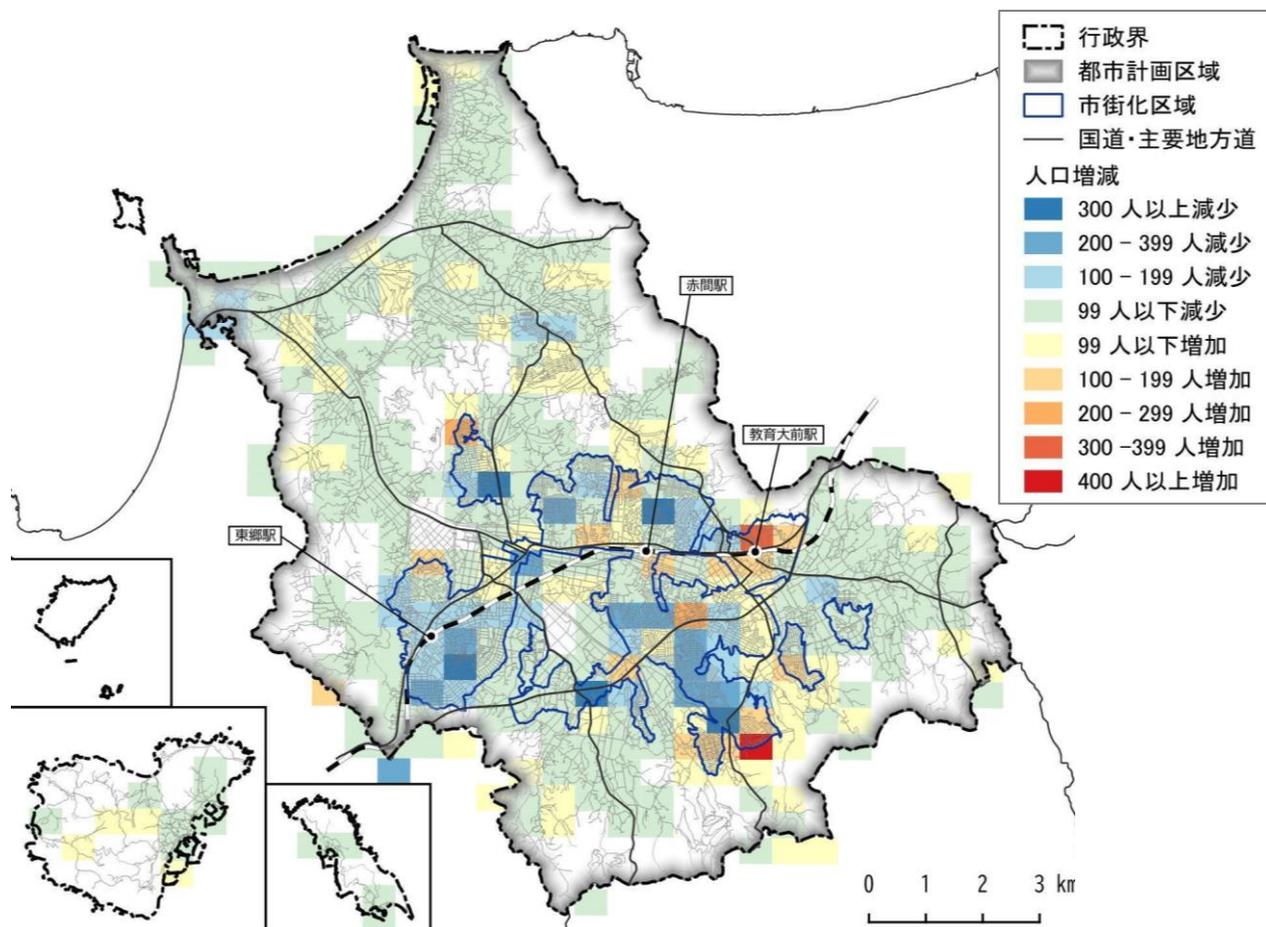
【(R27)人口密度(人/ha)】



出典：国立社会保障・人口問題研究所

令和2年から令和27年の人口増減を見ると、市街化区域内では400人以上の増加が見込まれる箇所もありますが、昭和40～50年代にかけて開発された住宅団地などで300人以上の減少が見込まれる箇所も複数点在しています。

【(R2～R27)人口増減(人/ha)】

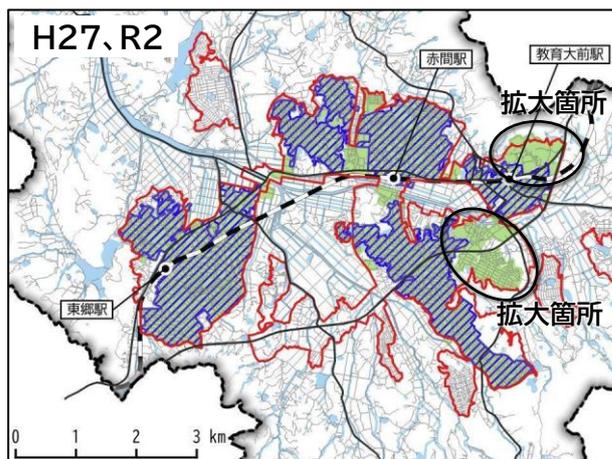
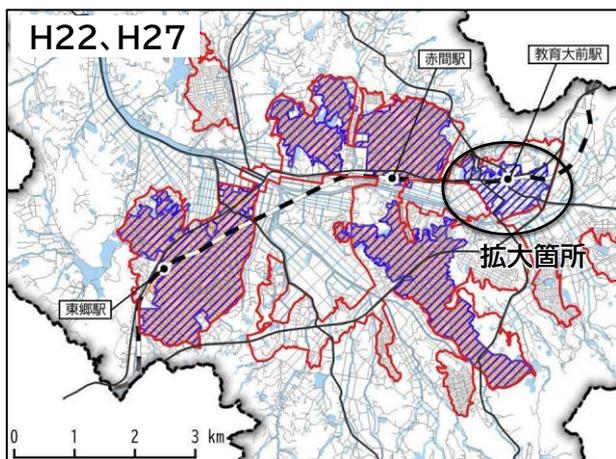
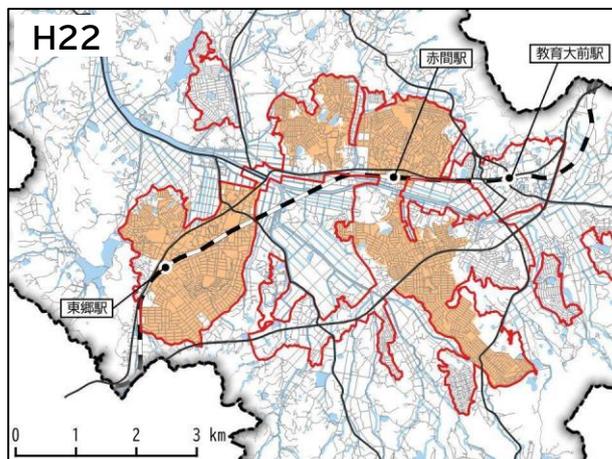
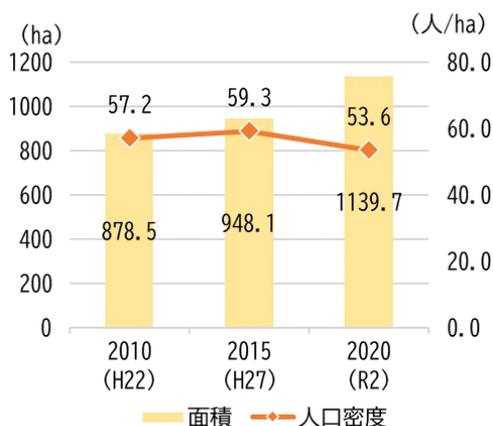


出典：R2は国勢調査、R27は国立社会保障・人口問題研究所による推計値

(2) DID区域の変遷と人口密度

平成22年から令和2年の10年間でDID区域*の人口密度は3.6人/ha減少していますが、DID区域は教育大前駅周辺や、国道3号沿線において拡大しており、面積は261.2ha増加しています。

【DID区域の変遷】



出典：国勢調査
 ※DID区域：人口集中地区（人口密度が1平方キロメートルあたり4,000人以上の地域が隣接して人口が5,000人以上となる地域）

2. 土地利用の状況

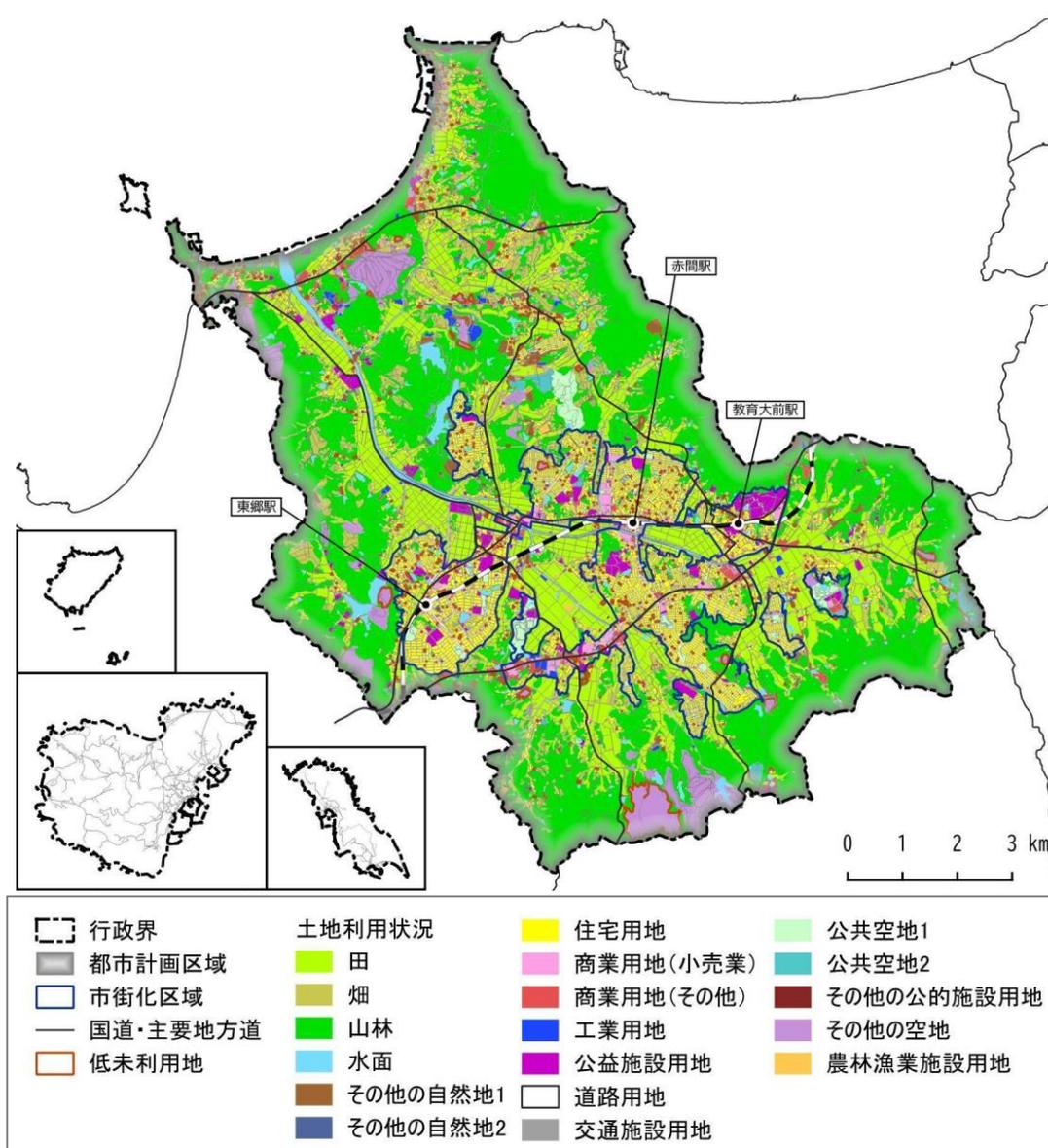
(1) 土地利用の動向

市全域では、自然的土地利用が72.0%を占めており、山林の割合が最も高く全体の43.4%、田は15.5%となっています。一方で都市的土地利用では住宅用地の割合が最も高く10.8%となっています。

市街化区域では、都市的土地利用が77.3%を占めており、住宅用地の割合が最も高く43.9%となっています。

市街化調整区域では、自然的土地利用が82.4%を占めており、山林の割合が最も高く50.6%となっています。

【土地利用状況】



出典：令和4年度都市計画基礎調査

※都市計画基礎調査は都市計画区域を対象としているため、都市計画区域外についてはデータなし

※凡例はR4都市計画基礎調査要領による

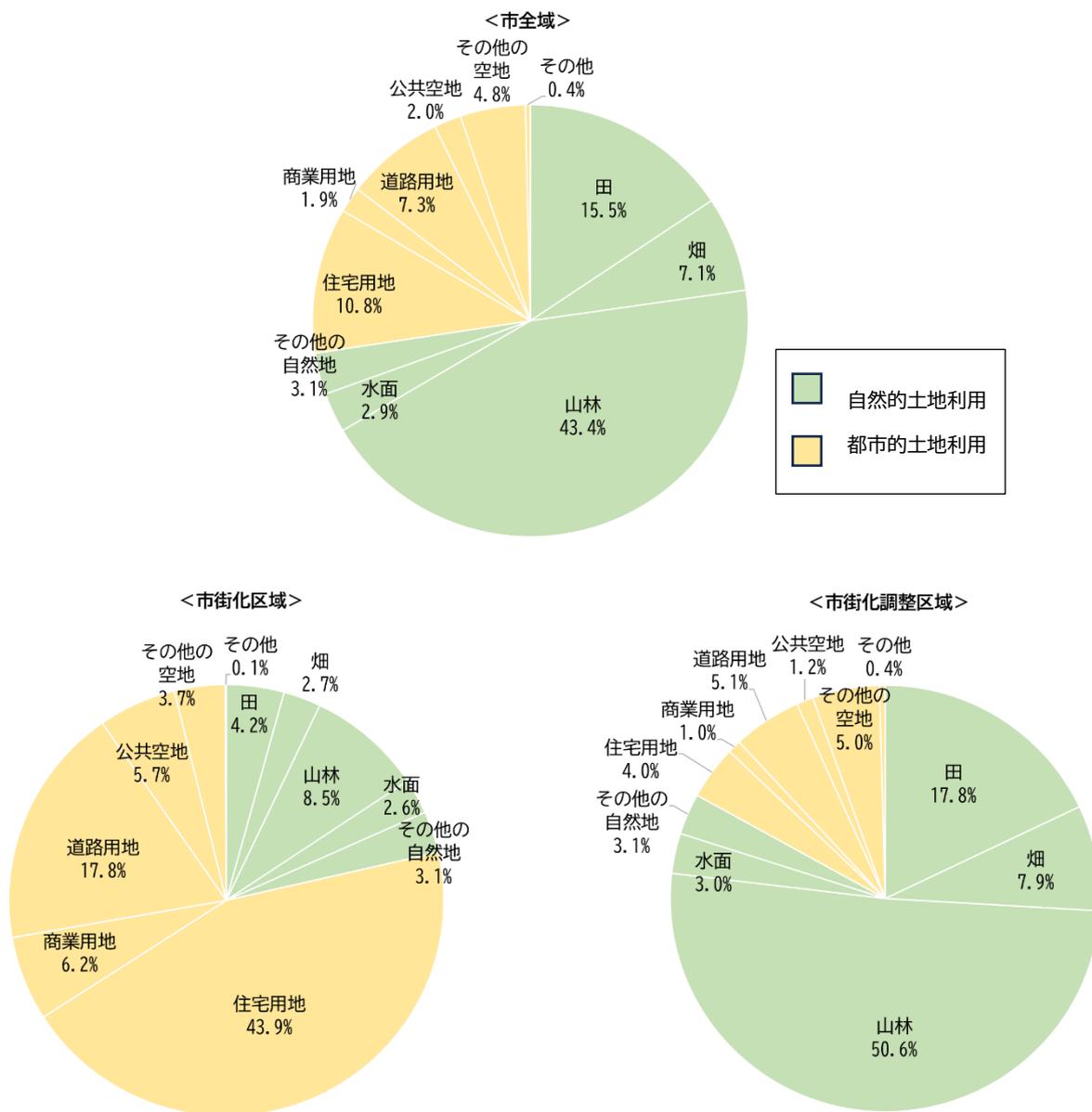
その他の自然地1：原野・牧野・荒地、低湿地

その他の自然地2：河川敷・河原、海浜、湖岸

公共空地1：公園・緑地

公共空地2：広場、運動場、墓園

【都市計画区域における土地利用割合】



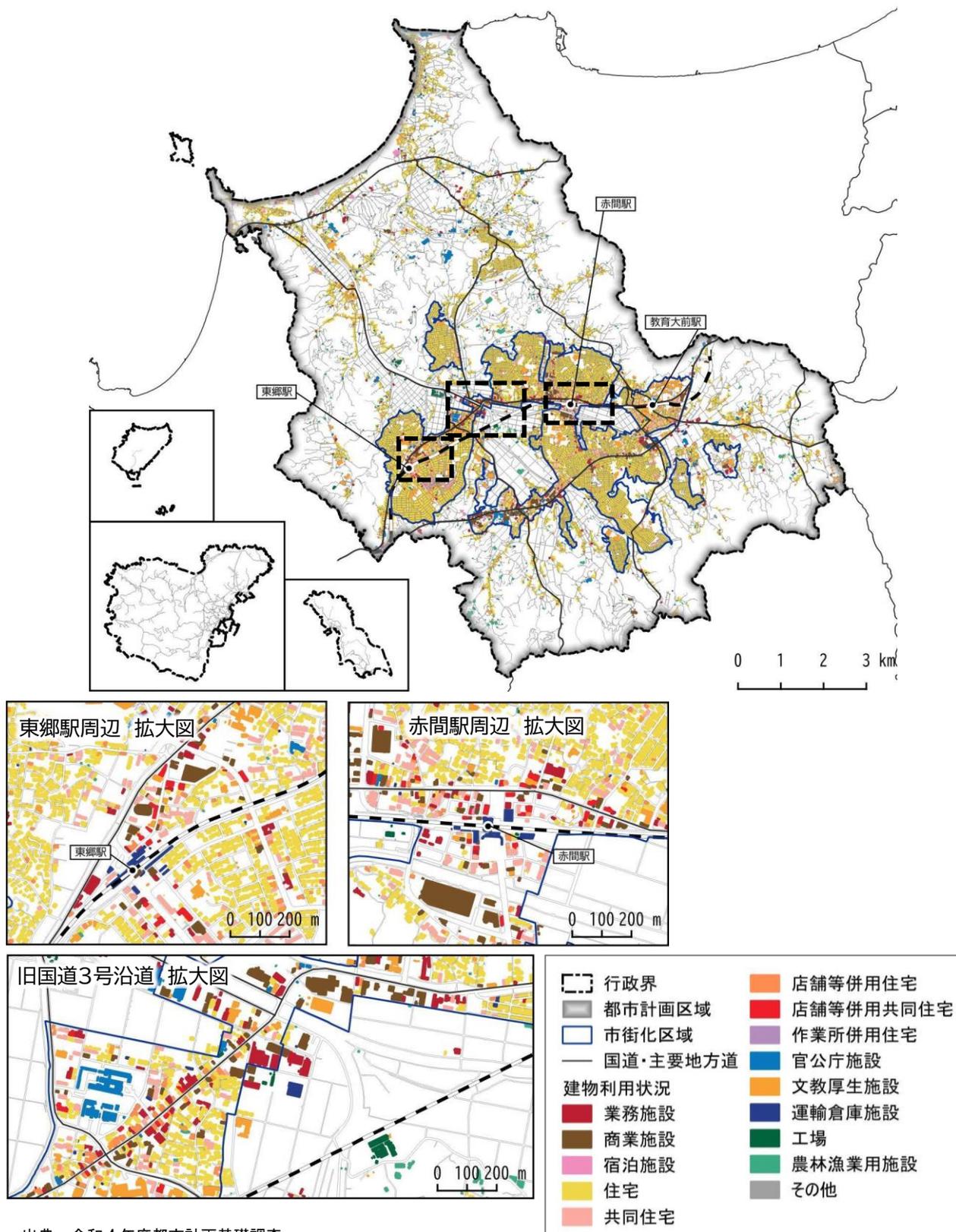
出典：令和4年度都市計画基礎調査

※都市計画基礎調査は都市計画区域を対象としているため、都市計画区域外についてはデータなし

(2) 建物利用状況

本市の建物利用状況を見ると、全体的に住宅の立地が多く見られます。また、東郷駅、赤間駅周辺や旧国道3号沿道においては商業施設や店舗併用住宅の立地も多く見られます。

【建物利用状況】



出典：令和4年度都市計画基礎調査

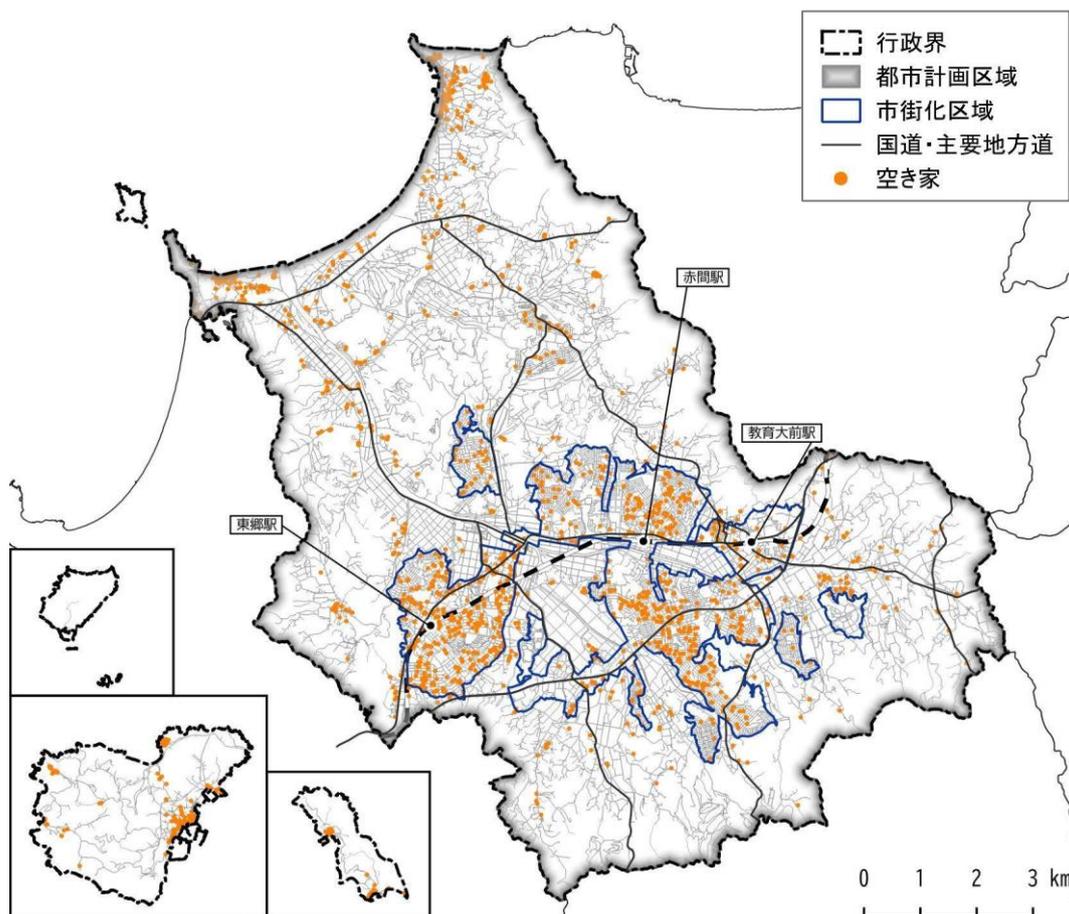
※都市計画基礎調査は都市計画区域を対象としているため、都市計画区域外についてはデータなし

(3) 空き家の分布状況

本市の空き家の分布状況を見ると、空き家数は市全域で1,615戸となっています。

地区別の空き家率を見ると、大島地区が26.4%と最も高く、次いで岬地区が15.4%となっています。

【空き家の分布状況】



出典：宗像市空家等実態調査（R4）

地区	令和4年			平成28年			平成28年⇒令和4年 空き家増減数
	調査箇所	空き家数	空き家率	調査箇所	空き家数	空き家率	
吉武	1,012	50	4.9%	877	64	7.3%	↓ -14
赤間	5,436	133	2.4%	5,251	175	3.3%	↓ -42
赤間西	3,253	103	3.2%	3,193	151	4.7%	↓ -48
自由ヶ丘	5,110	195	3.8%	5,055	230	4.5%	↓ -35
河東	5,858	111	1.9%	5,550	163	2.9%	↓ -52
南郷	2,331	93	4.0%	2,379	87	3.7%	↑ 6
東郷	3,397	200	5.9%	3,430	159	4.6%	↑ 41
日の里	3,299	185	5.6%	3,201	171	5.3%	↑ 14
玄海	1,597	226	14.2%	1,930	220	11.4%	↑ 6
池野	1,647	69	4.2%	1,874	68	3.6%	↑ 1
岬	865	133	15.4%	1,267	121	9.6%	↑ 12
大島	444	117	26.4%	640	103	16.1%	↑ 14
合計	34,249	1,615	4.71%	34,647	1,712	4.94%	↓ -97

[空き家率] ■ …1%以上減少 ■ …1%以上増加

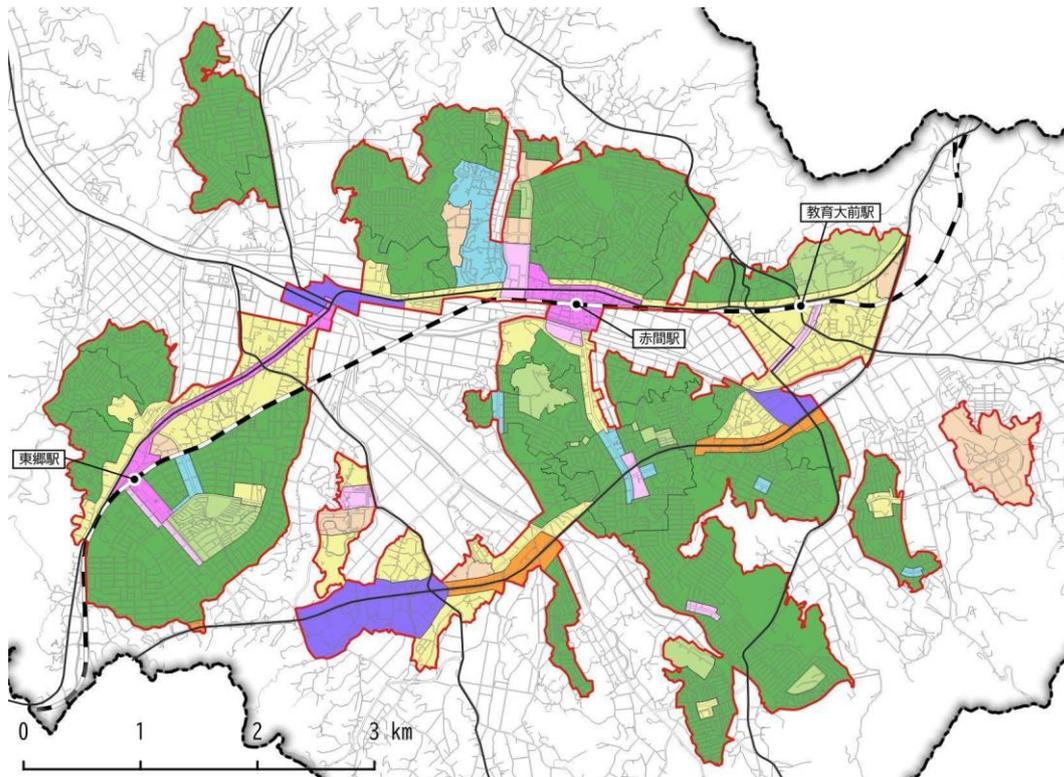
出典：宗像市空家等実態調査（R4）

(4) 地域地区等の法規制状況

用途地域については、主として住居系の用途地域を指定しており、なかでも第一種低層住居専用地域の割合が最も高く、約 60%を占めています。また、商業系の用途地域は赤間駅、東郷駅の周辺において指定しており、国道3号周辺の王丸地区や徳重周辺、県道 69 号(旧国道3号の一部)沿道の稲元地区・東郷地区などで準工業地域に指定しており、それぞれ全体の約 4%となっています。

地区計画については、33 地区に指定しており地域の特性に応じたまちづくりを進めています。準防火地域については、商業系用途地域において指定しています。

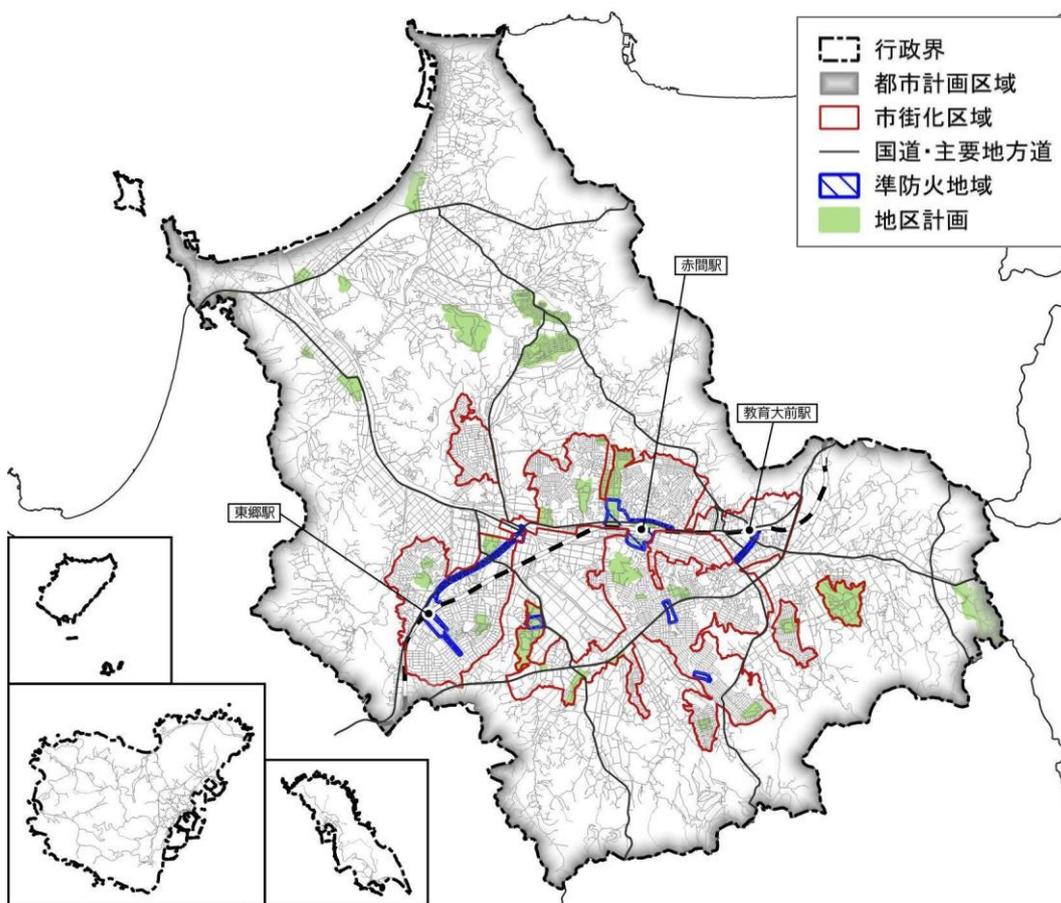
【用途地域の指定状況】



行政界	用途地域
都市計画区域	第一種低層住居専用地域
市街化区域	第二種低層住居専用地域
国道・主要地方道	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域

出典：令和 4 年度都市計画基礎調査

【準防火地域・地区計画の指定状況】

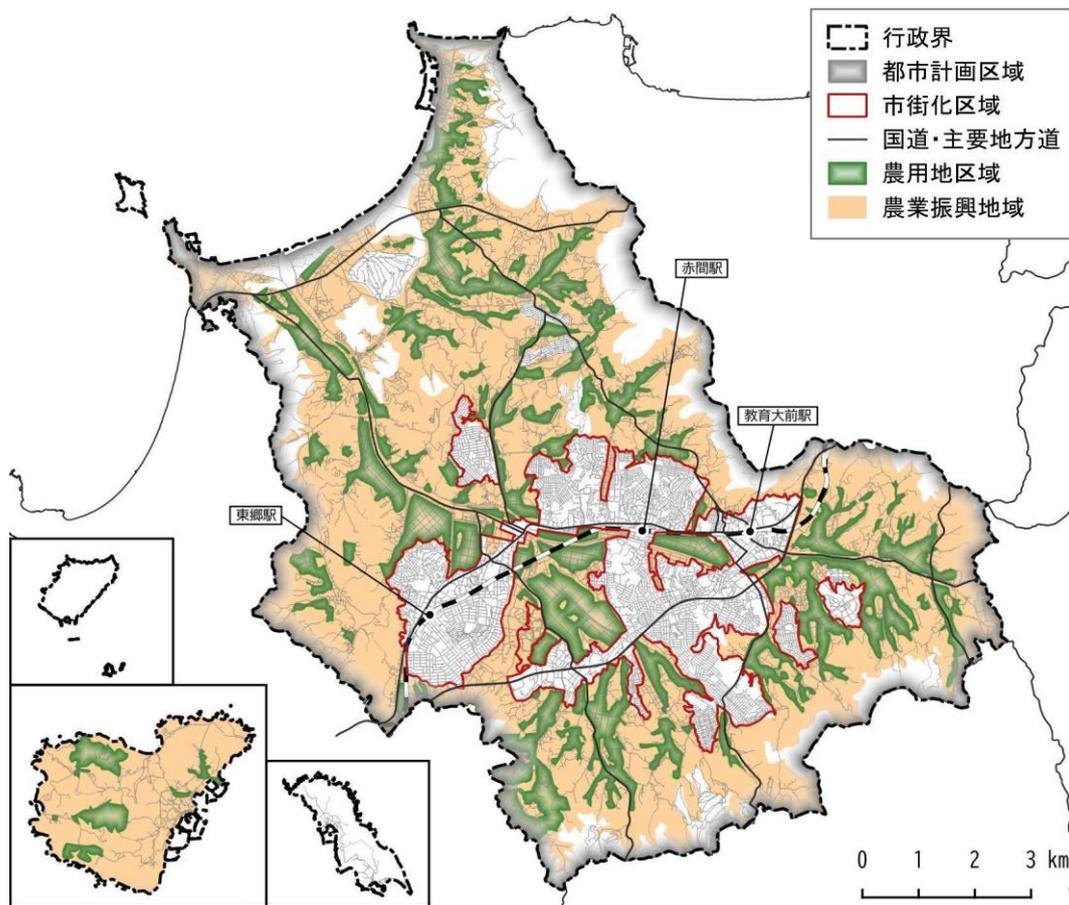


出典：令和4年度都市計画基礎調査を基に作成（R6時点）

(5) 農業振興地域及び農用地区域の指定状況

市街化調整区域の広い範囲に農業振興地域が指定されており、良好な営農環境が保全されています。

【農業振興地域及び農用地区域の指定状況】



出典：国土交通省 国土数値情報（R5 時点）

3. 公共交通の状況

(1) 広域交通の運行状況

① 鉄道

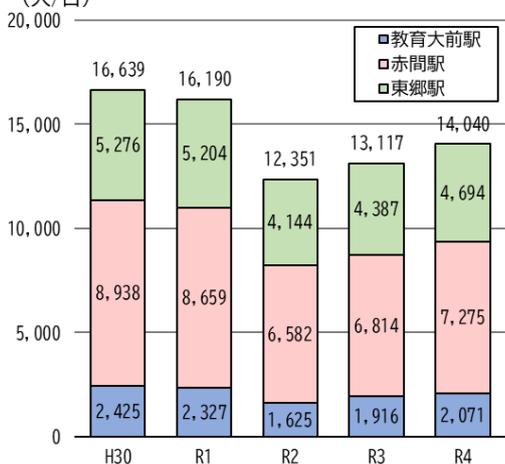
本市には JR 鹿児島本線が横断しており、赤間駅、東郷駅、教育大前駅の 3 つの駅があります。

市内の駅別利用者を見ると赤間駅が最も多く、乗車人員は 7,511 人/日となっています。

赤間駅から博多駅までは特急列車で最速 23 分、快速電車で最速 37 分、小倉駅までは特急列車で最速 24 分、快速電車で最速 33 分の乗車時間です。

【駅別乗車人員】

市内の駅別乗車人員推移
(人/日)

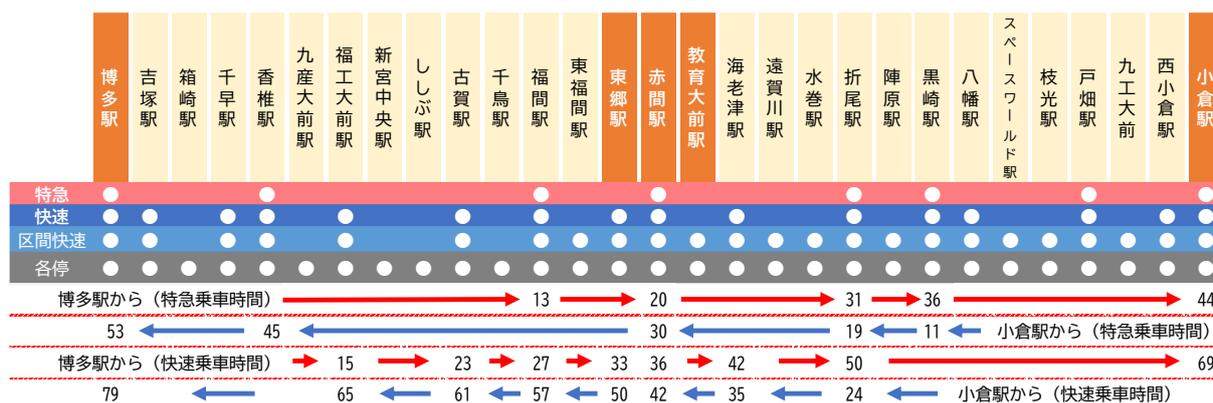


出典：九州旅客鉄道株式会社

順位	駅名	乗車人員 (人/日)	順位	駅名	乗車人員 (人/日)
1	博多	119,562	11	佐賀	11,722
2	小倉	32,073	12	福工大前	10,922
3	鹿児島中央	19,437	13	南福岡	9,711
4	大分	16,949	14	竹下	9,470
5	熊本	16,292	15	九大学研都市	8,985
6	吉塚	14,867	16	長崎	8,863
7	折尾	13,983	17	福岡	8,549
8	千早	13,559	18	戸畑	8,372
9	香椎	13,470	19	大野城	7,823
10	黒崎	13,247	20	赤間	7,511

出典：九州旅客鉄道株式会社 (R5 年度)

【乗車時間】



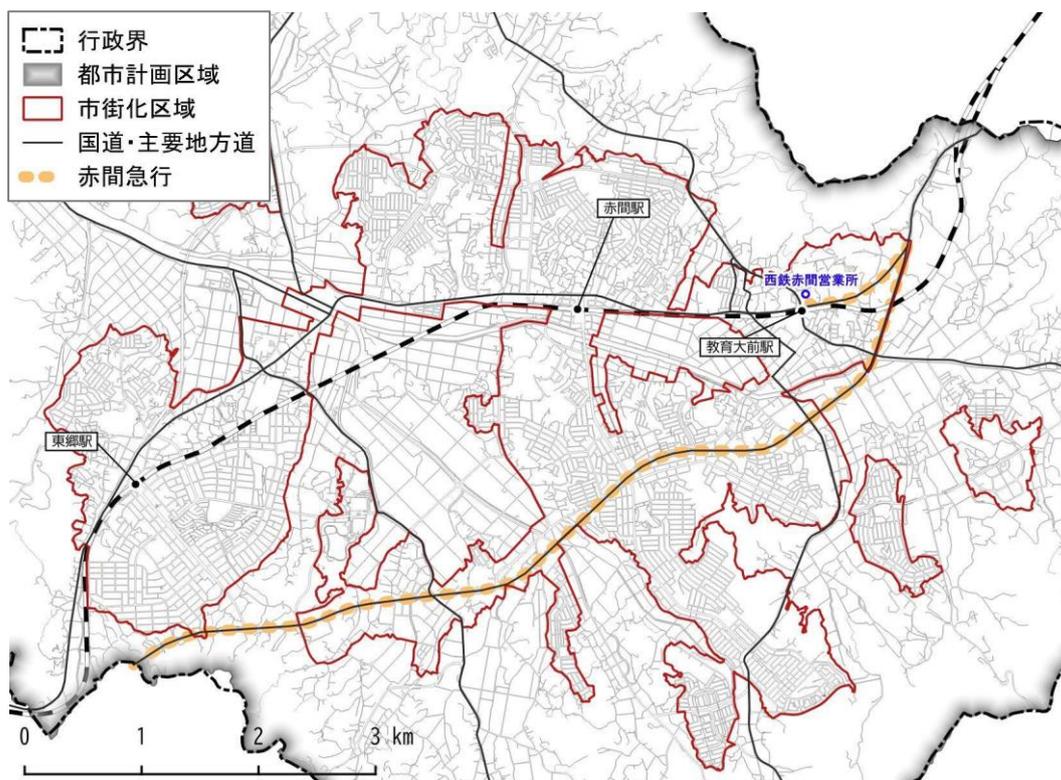
出典：九州旅客鉄道株式会社 (R5 時点)

② 路線バス

赤間急行線は、天神(昭和通り)と赤間営業所を結ぶ広域的な路線として、市外とのアクセスを担っており、1日116本運行しています。

また、「福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和3年4月30日告示)」において、赤間急行線の一部は公共交通軸に位置づけられており、拠点間の交流や交通需要を創出しながら、公共交通の維持・充実を図り、多様な交通手段の確保と都市機能の相互補完を図ることとされています。

【路線バス(急行)の運行状況】



出典：国土交通省 国土数値情報 (R4 時点)、西鉄バスホームページ (R5 時点)

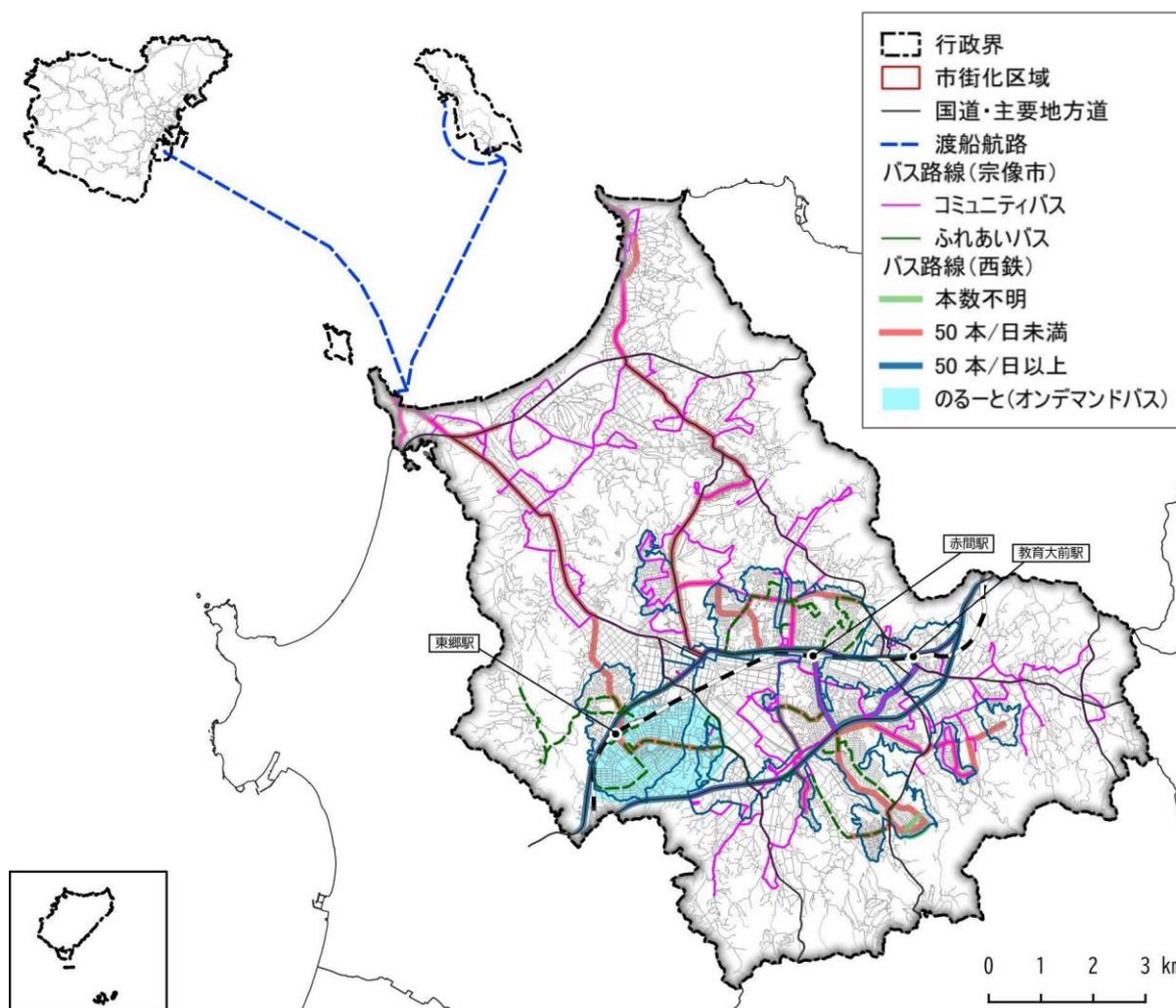
③ 路線バス・渡船の運行状況

本市の路線バスは西鉄バスとコミュニティバス、ふれあいバスが運行しています。

西鉄バスは1日50本以上の路線もあり、市内の主な目的地までバスが運行している状況です。日の里地区については、AIを活用したオンデマンドバス「のるーと」を導入し、効果的な交通空白地域の解消を図っています。

また、神湊を発着地とする大島と地島まで渡船が運行しており、大島便は1日当たり往復7便、地島便は往復6便運航しています。

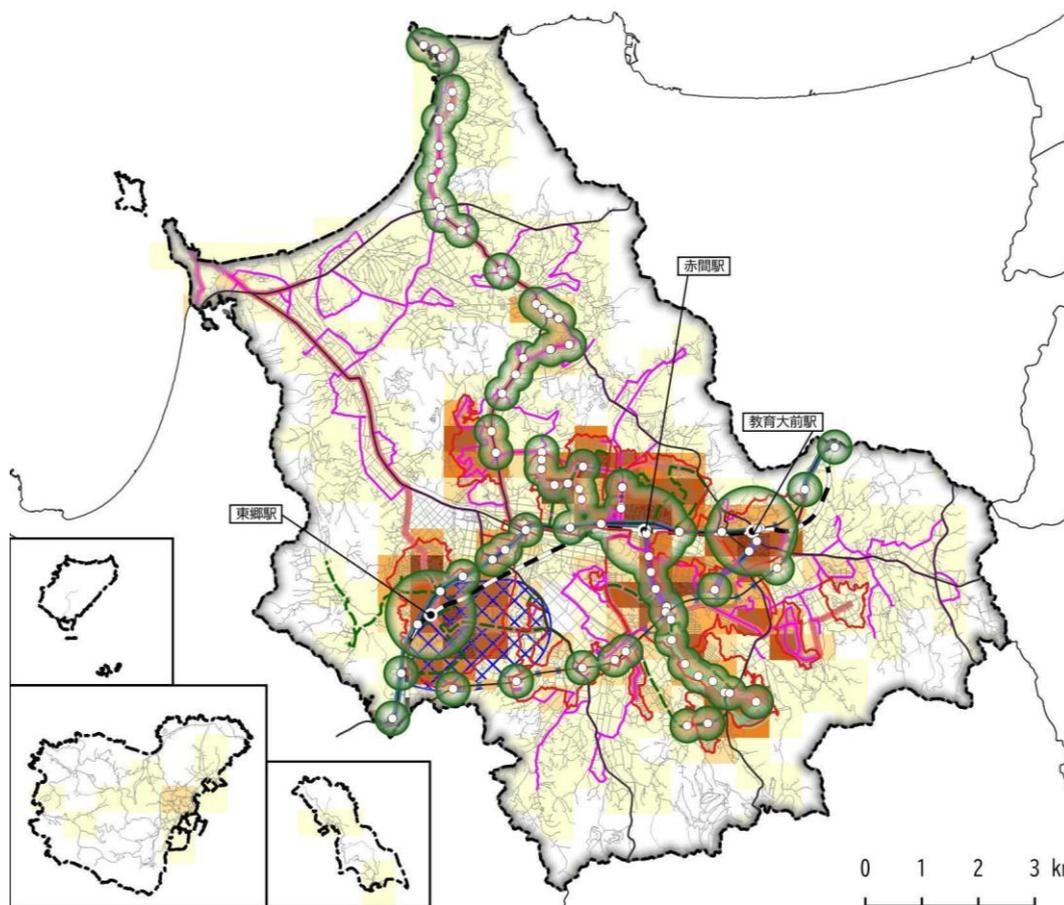
【路線バス(市内)・渡船の運行状況】



出典：令和4年度都市計画基礎調査、市ホームページ（R6時点）、国土交通省 国土数値情報（R4時点）、市資料（R6時点）

令和2年における基幹的公共交通の利用圏人口カバー率は、市街化区域内では 63.4%であり、市民の半数以上が基幹的公共交通を利用しやすい状況となっており、都市計画区域内では 54.3%となっています。

【基幹的公共交通の運行状況× 人口密度(R2)】



【利用圏人口カバー率（令和2年）】

区分	圏内人口	カバー率
都市計画区域	47,281 人	49.2%
市街化区域	37,336 人	58.7%



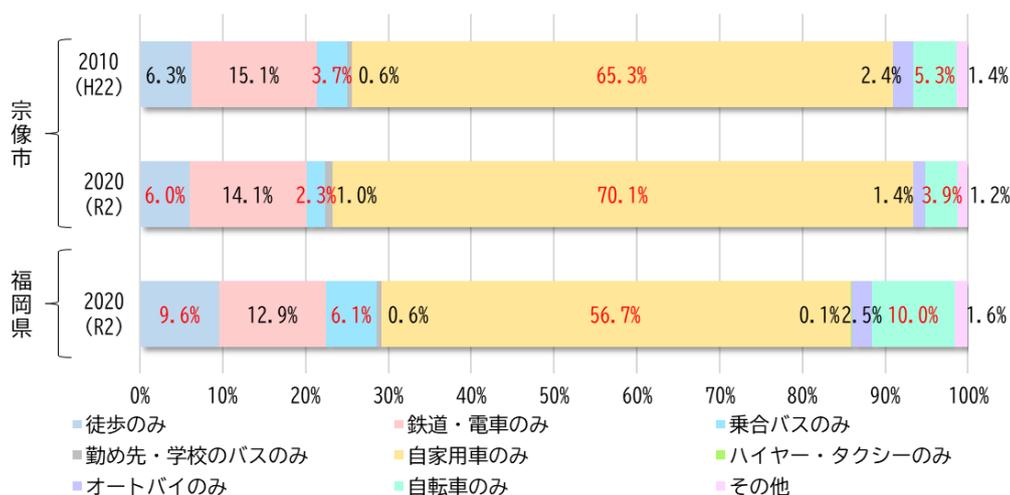
出典：令和4年度都市計画基礎調査、市ホームページ（R6時点）、国土交通省 国土数値情報（R4時点）、西鉄バスホームページ（R5時点）、国勢調査（R2）
 「基幹的公共交通」とは、30本/日（平日）以上の運行頻度の鉄道路線及びバス路線（国土交通省都市局都市計画課「都市構造の評価に関するハンドブック」参照）

④ 交通分担率の状況

市内の交通分担率を見ると、平成22年から令和2年までの10年間で乗合バスのみ及び自転車のみの割合がそれぞれ1.4%減少しており、自家用車みの割合は4.8%増加しています。

福岡県全体と比較すると、徒歩のみの割合は3.6%、乗合バスみの割合は3.8%、自転車のみの割合は6.1%とそれぞれ低くなっています。自家用車みの利用割合は本市が13.4%高くなっており、自家用車への依存割合が高いことがうかがえます。

【交通分担率の状況】



出典：国勢調査

4. 都市機能の分布状況

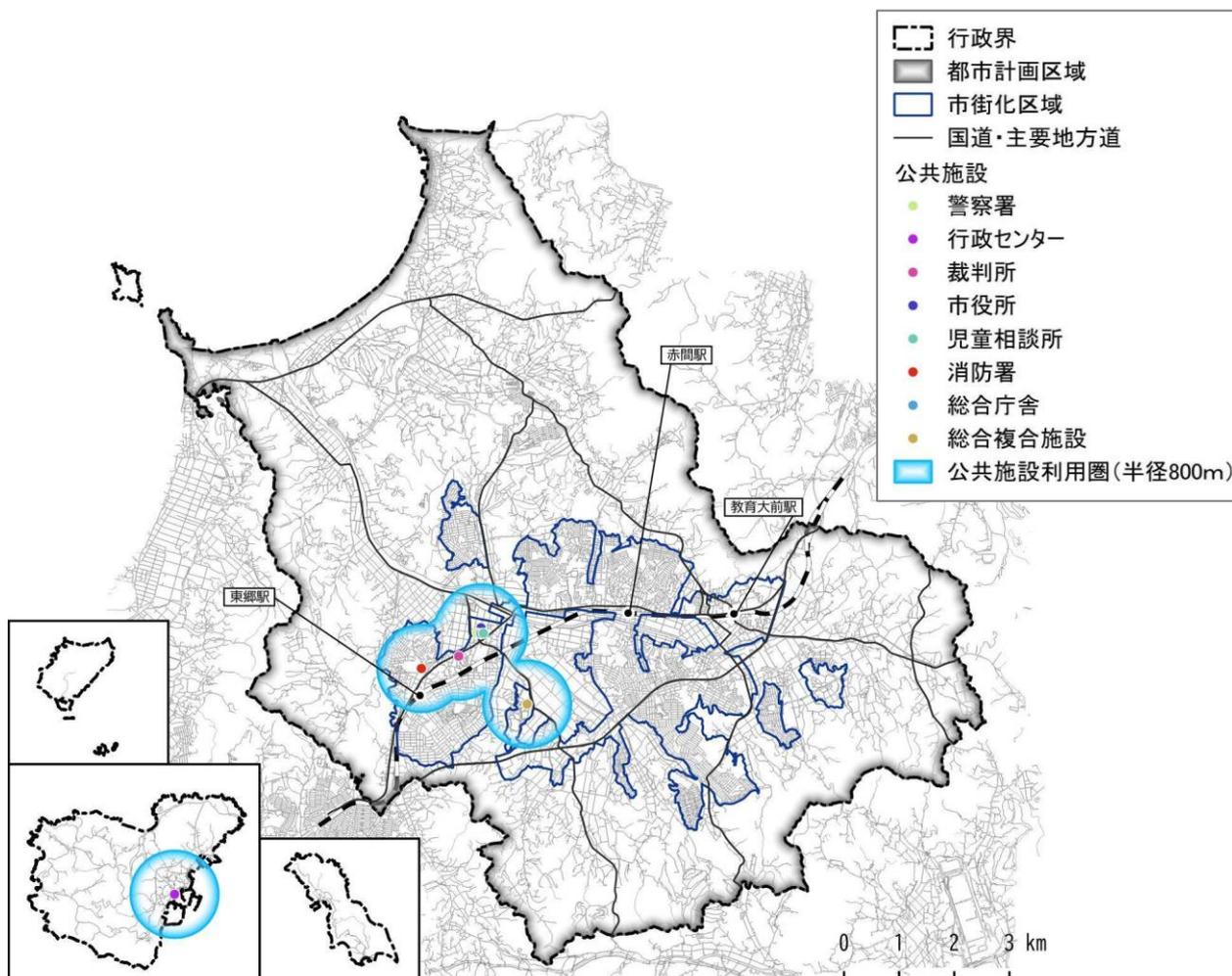
各都市機能の利用圏については、以下の通りです。

都市機能	利用圏
・公共施設 ・商業機能 ・医療機能 ・金融機能 ・子育て機能 ・教育文化機能	「都市構造の評価に関するハンドブック(平成26年8月国土交通省都市局都市計画課)」において示されている一般的な徒歩圏である半径800mを採用
・介護福祉機能	「都市構造の評価に関するハンドブック(平成26年8月国土交通省都市局都市計画課)」において示されている、「厚生労働省 地域包括ケアシステム」の日常生活圏域を想定した半径1kmを採用

(1) 行政機能・公共施設

行政機能・公共施設は主に東郷地区に集積しています。

【行政機能・公共施設の分布状況】



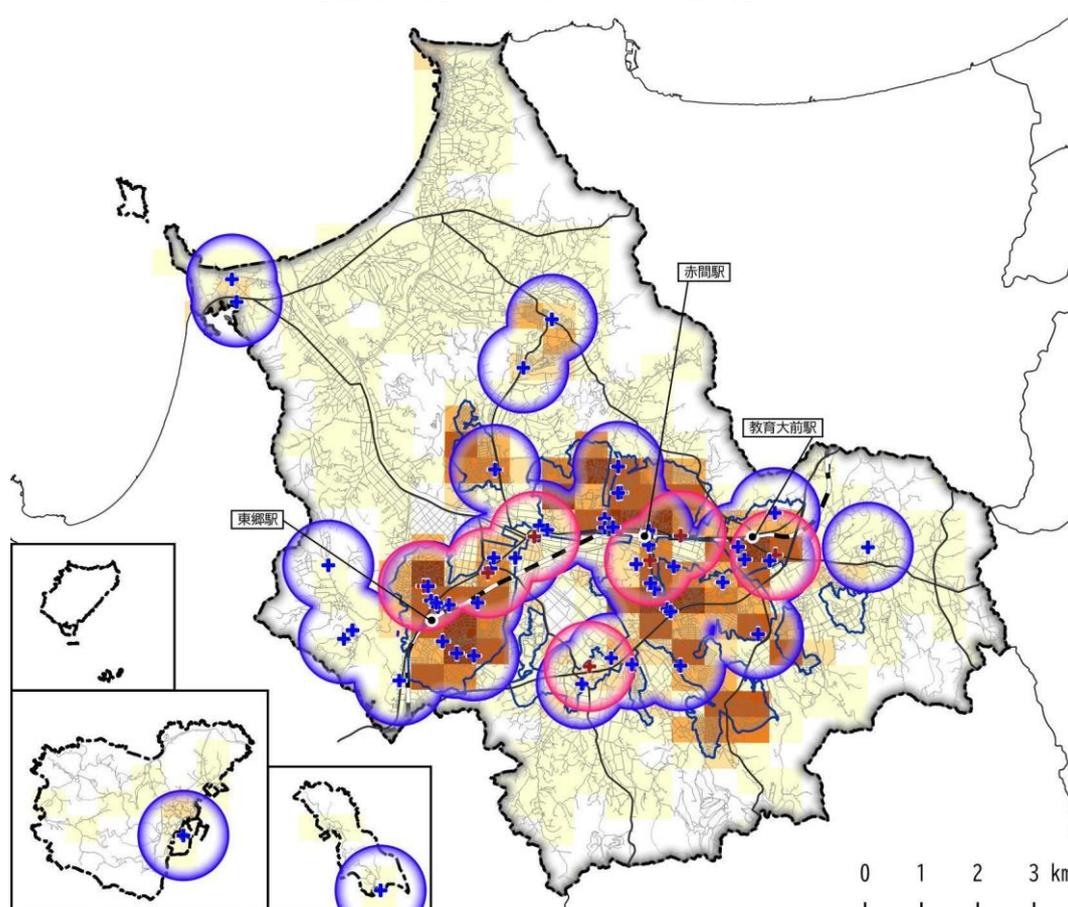
出典：令和4年度都市計画基礎調査

(2) 医療機能

令和5年時点における市内に医療施設は 57 施設あり、その内訳は総合病院が 7 施設、診療所が 50 施設で、鉄道駅や住宅団地の周辺、幹線道路沿いに多く立地しています。

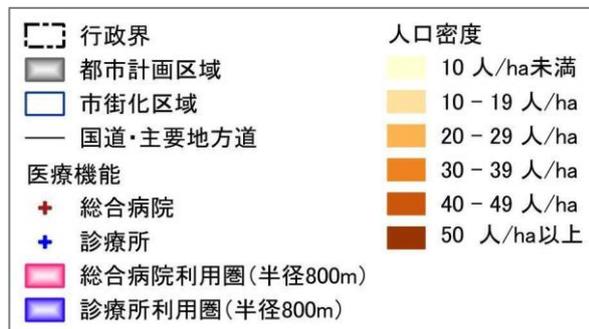
令和2年における医療機能の利用圏人口カバー率は、市街化区域内では 85.8%であり、多くの市民が医療機能を利用しやすい状況となっています。また、都市計画区域内では 74.9%となっています。

【医療機能の分布状況×人口密度】



【利用圏人口カバー率】

区分	圏内人口	カバー率
都市計画区域	71,937 人	74.9%
市街化区域	54,546 人	85.8%



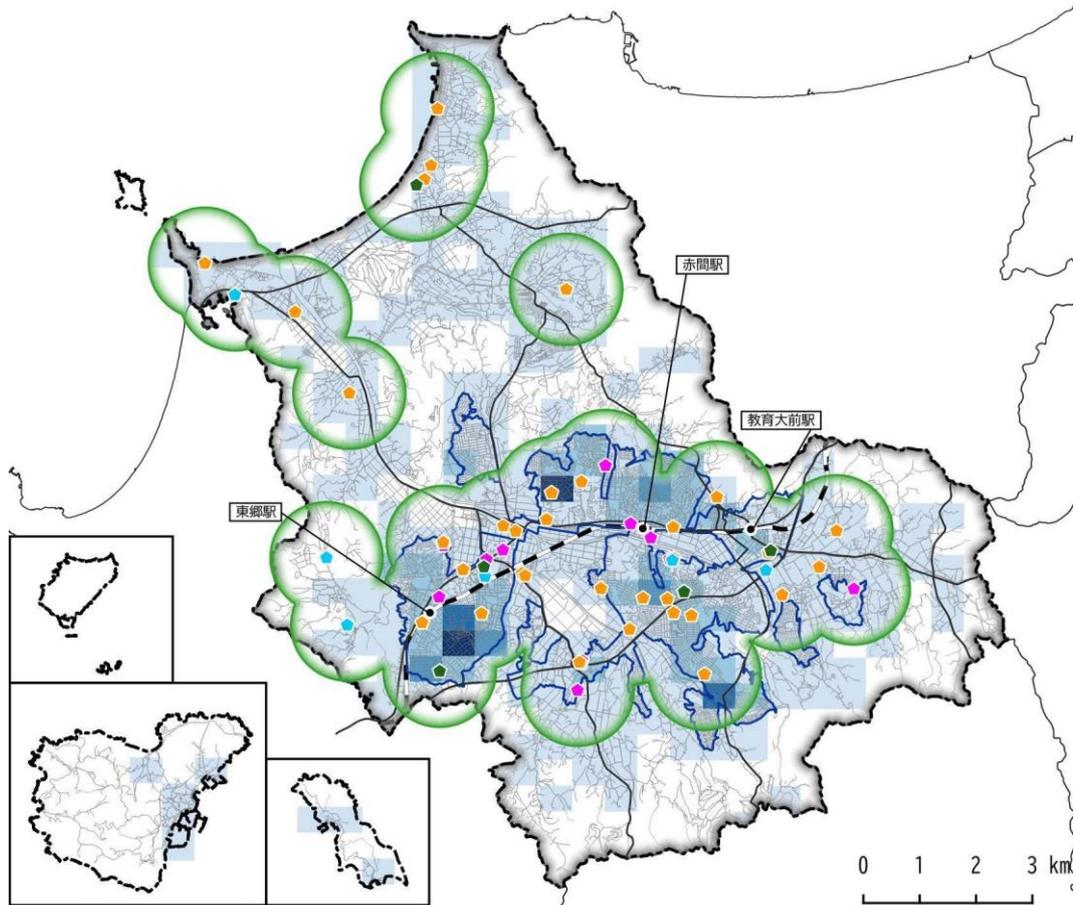
出典：国勢調査（R2）、国土交通省 国土数値情報を基に作成（R5 時点）

(3) 介護福祉機能

令和5年時点における市内に介護福祉機能を有する施設は 71 施設あり、その内訳は小規模多機能施設が 5 施設、短期入所施設が 6 施設、通所介護施設が 37 施設、訪問介護施設が 23 施設で、多くの施設が市街化区域内に立地しており、市街化調整区域では国道・主要地方道沿道に立地しています。

令和2年における介護福祉機能の利用圏老年人口カバー率は、市街化区域内では 95.3%であり、ほとんどの市内の高齢者が介護福祉機能を利用しやすい状況となっています。また、都市計画区域内では 89.8%となっています。

【介護福祉機能の分布状況× 老年人口密度】



【利用圏人口カバー率】

区分	圏内老年人口	カバー率
都市計画区域	24,987 人	89.8%
市街化区域	16,652 人	95.3%



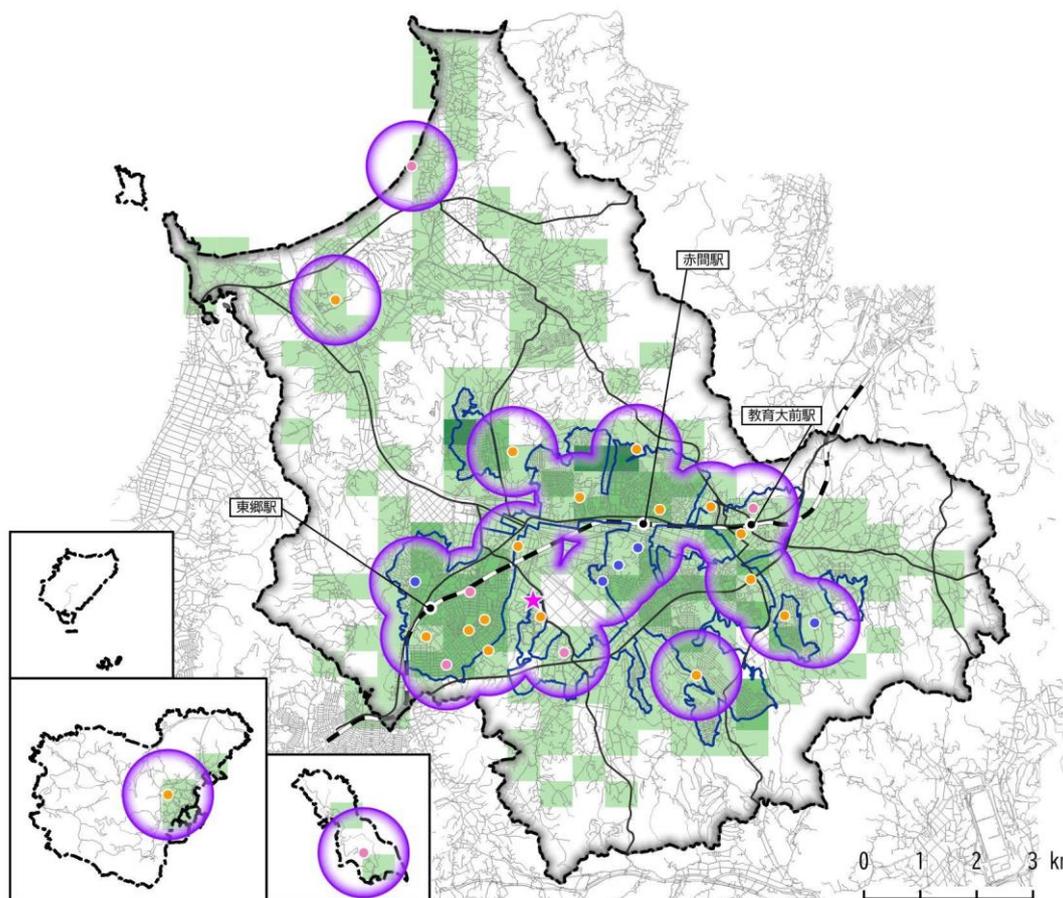
出典：国勢調査 (R2)、各種データを基に作成

(4) 子育て機能

令和6年時点における市内に子育て機能を有する施設は 29 施設あり、その内訳は子育て支援センターが 1 施設、認可保育所が 16 施設、へき地保育所が1施設、認定こども園が 5 施設、幼稚園が 6 施設で、多くの保育施設等の子育て機能を有する施設が市街化区域内に立地しています。

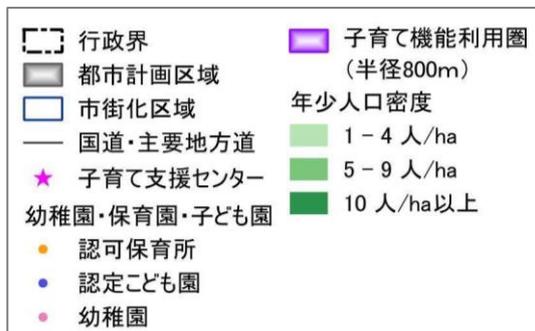
令和2年における子育て機能の利用圏年少人口カバー率は、市街化区域内では 81.2%であり、多くの年少人口が子育て機能を利用しやすい状況となっています。また、都市計画区域内では 70.7%となっています。

【子育て機能の分布状況× 年少人口密度】



【利用圏人口カバー率】

区分	圏内年少人口	カバー率
都市計画区域	9,374 人	70.7%
市街化区域	7,300 人	81.2%



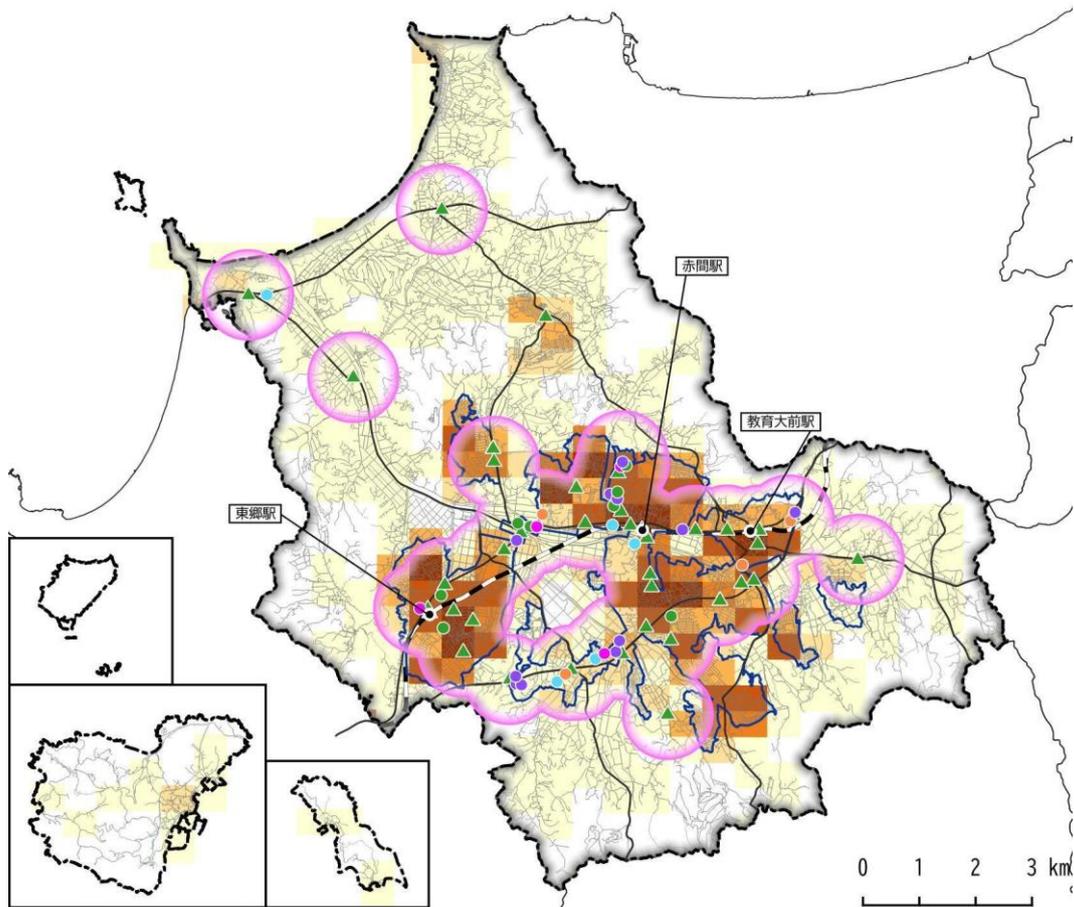
出典：国勢調査 (R2)、市ホームページを基に作成 (R6 時点)

(5) 商業機能

令和5年時点における市内に商業機能を有する施設は 72 施設あり、その内訳はスーパーが 8 施設、ディスカウントストアが 4 施設、ドラッグストアが 4 施設、ホームセンターが 5 施設、専門店が 11 施設、コンビニエンスストアが 40 施設で、多くの施設が市街化区域内に立地していますが、一部のホームセンターとコンビニエンスストアは、市街化調整区域の国道・主要地方道沿道に立地しています。

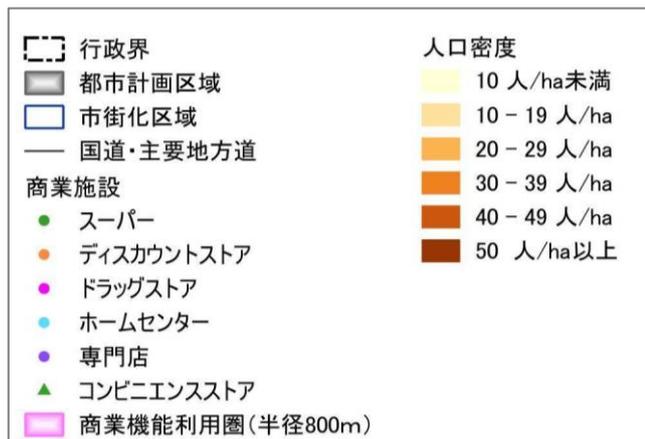
令和2年における商業機能の利用圏人口カバー率は、市街化区域内では 87.7%であり、利便性が高い状況にあります。また、都市計画区域内では 75.8%となっています。

【商業機能の分布状況× 人口密度】



【利用圏人口カバー率】

区分	圏内人口	カバー率
都市計画区域	72,779 人	75.8%
市街化区域	55,784 人	87.7%



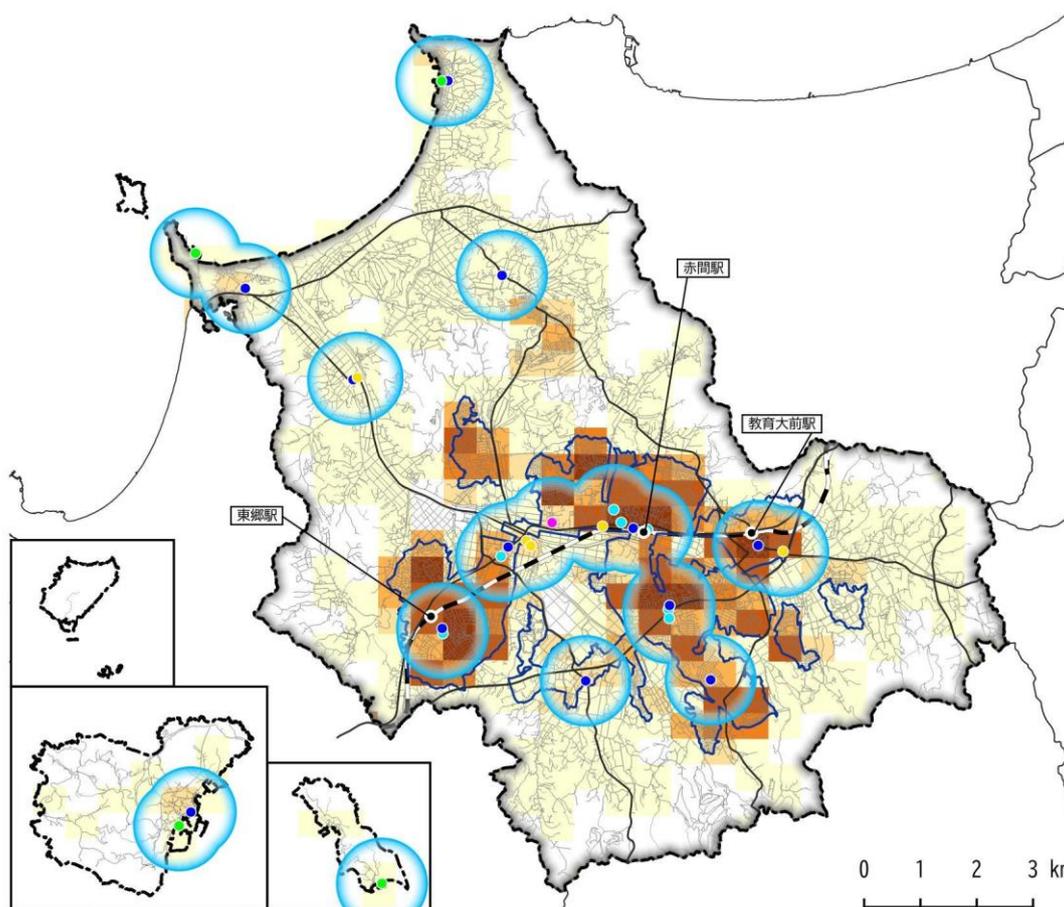
出典：令和4年度都市計画基礎調査、国勢調査（R2）、各種データを基に作成

(6) 金融機能

令和5年時点における市内に金融機能を有する施設は 30 施設あり、その内訳は銀行が 7 施設、信用金庫が 1 施設、郵便局が 13 施設、農協が 5 施設、漁協が 4 施設です。銀行・信用金庫はすべて市街化区域に立地しています。郵便局・農協は主に市街化区域に立地していますが、一部は市街化調整区域にも立地しています。また、漁協は鐘崎、神湊、大島、地島に立地しています。

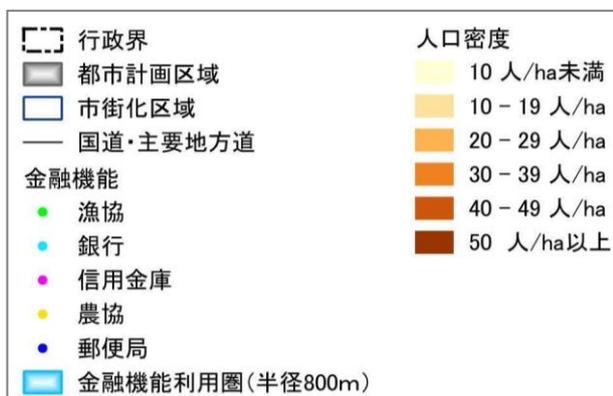
令和2年における金融機能の利用圏人口カバー率は、市街化区域内では 67.1%であり、市民の半数以上が金融機関を利用しやすい状況となっています。また、都市計画区域内では 56.0%となっています。

【金融機能の分布状況×人口密度】



【利用圏人口カバー率】

区分	圏内人口	カバー率
都市計画区域	53,829 人	56.0%
市街化区域	42,698 人	67.1%



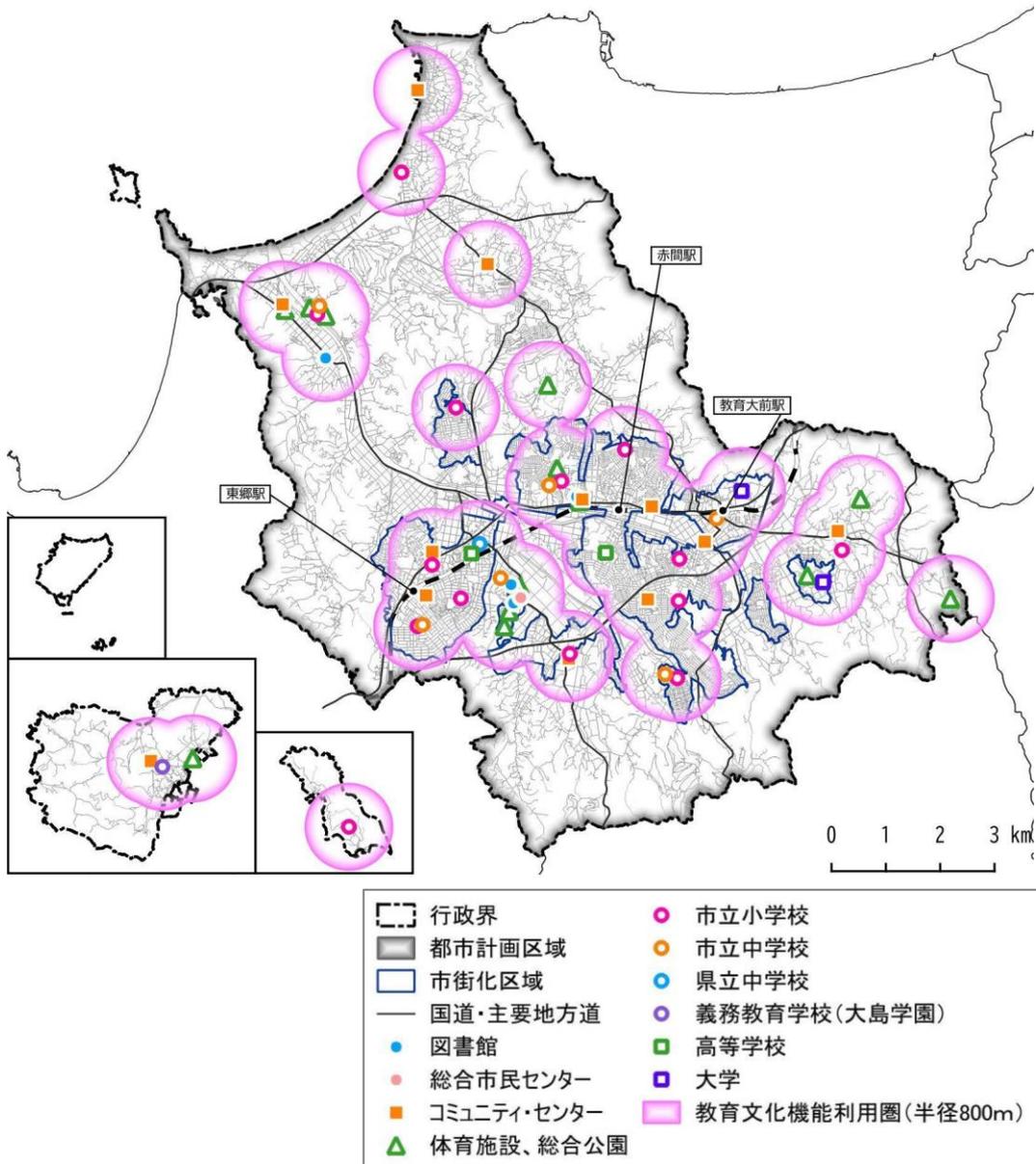
出典：国勢調査（R2）、日本全国銀行・ATM マップ（R5 時点）

(7) 教育文化機能

令和6年時点における市内に教育文化機能を有する施設は57施設あり、その内訳は図書館が4施設、総合市民センターが1施設、コミュニティ・センターが12施設、体育施設、総合公園が14施設、市立小学校が14施設、市立中学校が6施設、県立中学校が1施設、義務教育学校(大島学園)が1施設、高等学校が2施設、大学が2施設立地しています。

コミュニティ・センターは各コミュニティ区域に分布しており、体育施設は市全域に点在しているとともに、人口バランスに応じ小学校・中学校が立地しています。

【教育文化機能の分布状況】



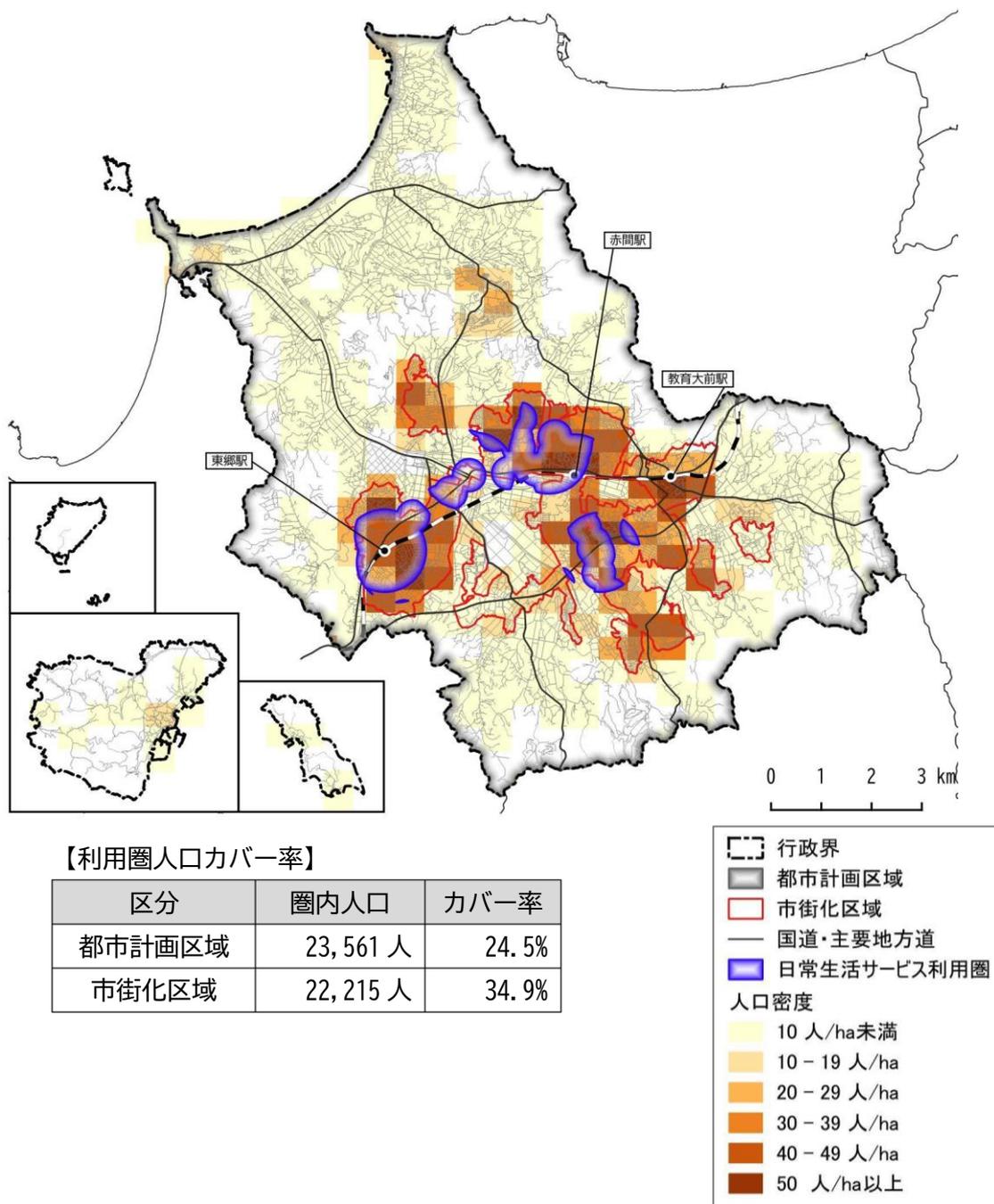
出典：市ホームページを基に作成 (R6 時点)

(8)日常生活サービス利用圏の状況

基幹的公共交通、医療機能、介護福祉機能、商業機能(スーパーマーケット)すべての利用圏に含まれる「日常生活サービス利用圏」は、東郷駅周辺や赤間駅北西側、自由ヶ丘地区の一部にかかっています。

令和2年における日常生活サービス利用圏人口カバー率は、市街化区域内では 34.9%であり、都市計画区域内人口カバー率は 24.5%となっています。

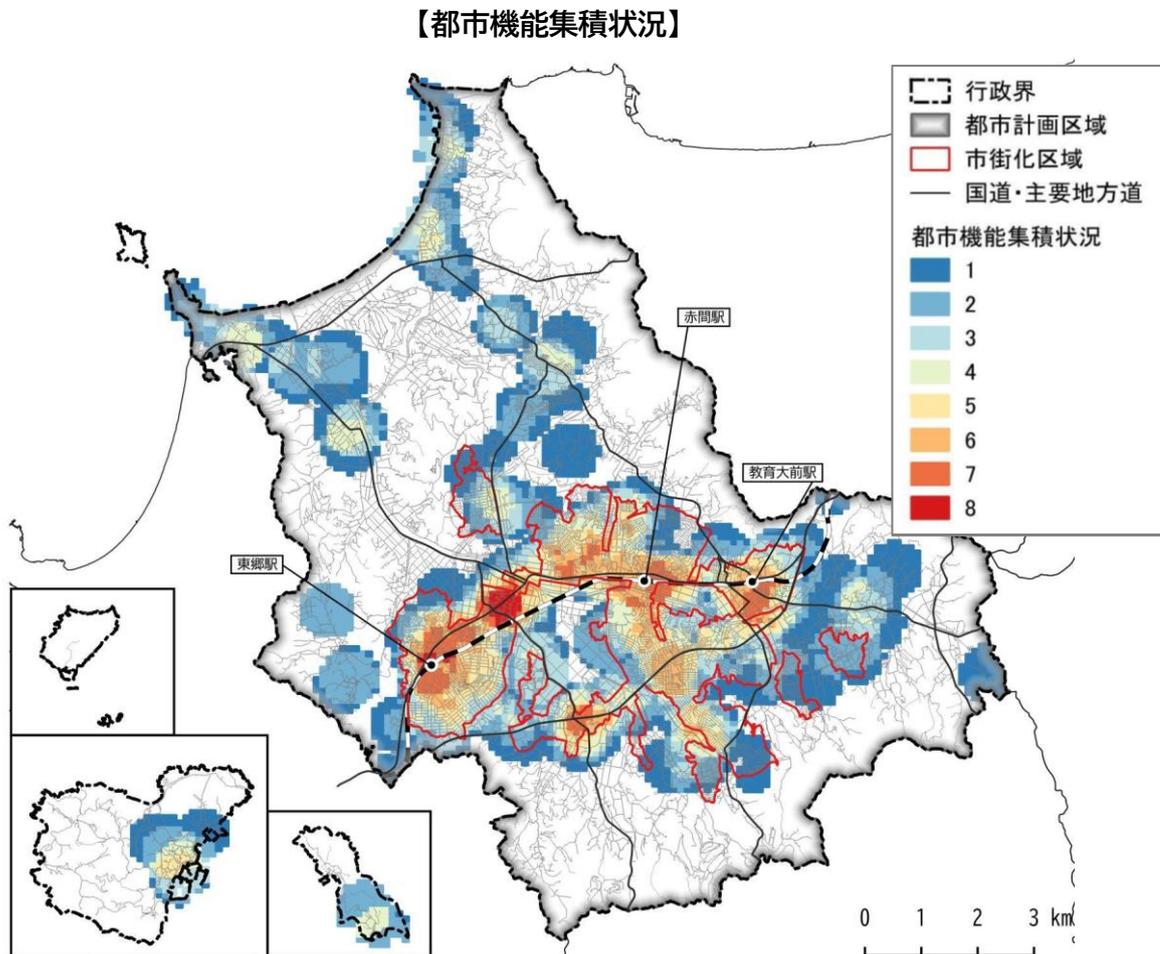
【日常生活サービス利用圏 × 人口密度】



出典：国勢調査 (R2)、令和 4 年度都市計画基礎調査、市ホームページ (R6 時点)、国土交通省 国土数値情報 (R4 時点)、西鉄バスホームページ (R5 時点) の他、各種データを基に作成

(9) 都市機能集積状況

各種都市機能(公共交通、医療、福祉、子育て、商業、教育文化、金融、行政)の集積状況を見ると、市街化区域内の多くのエリアで5つ以上の機能が集積しており、特に市役所周辺や駅周辺、主要道路の交差点周辺の集積度合いが高くなっています。



【 都市機能集積状況の加点対象とした施設と加点条件 】

基幹的公共交通	鉄道駅から500m圏内、30本/日以上運行本数のバス路線のバス停留所から300m圏内	1点
行政機能・公共施設	行政機能・公共施設の500m圏内	1点
医療機能	診療項目に、「内科、外科、小児科」を含む病院・診療所の500m圏内	1点
介護福祉機能	「小規模多機能施設、短期入所施設、通所介護施設、訪問介護施設」の500m圏内	1点
子育て機能	「認可保育所、認定こども園、幼稚園、子育て支援センター」の500m圏内	1点
商業機能	「スーパーマーケット、ディスカウントストア、ドラッグストア、ホームセンター、専門店、コンビニエンスストア」の500m圏内	1点
金融機能	「銀行、信用金庫、郵便局、農協、漁協」の500m圏内	1点
教育文化機能	「図書館、市民ホール、コミュニティ・センター、体育施設、総合公園、市立小学校、市立中学校、県立中学校、義務教育学校(大島学園)、高等学校、大学」の500m圏内	1点

※500m圏内：「都市構造の評価に関するハンドブック（平成26年8月国土交通省都市局都市計画課）」において示されている、高齢者の一般的な徒歩圏

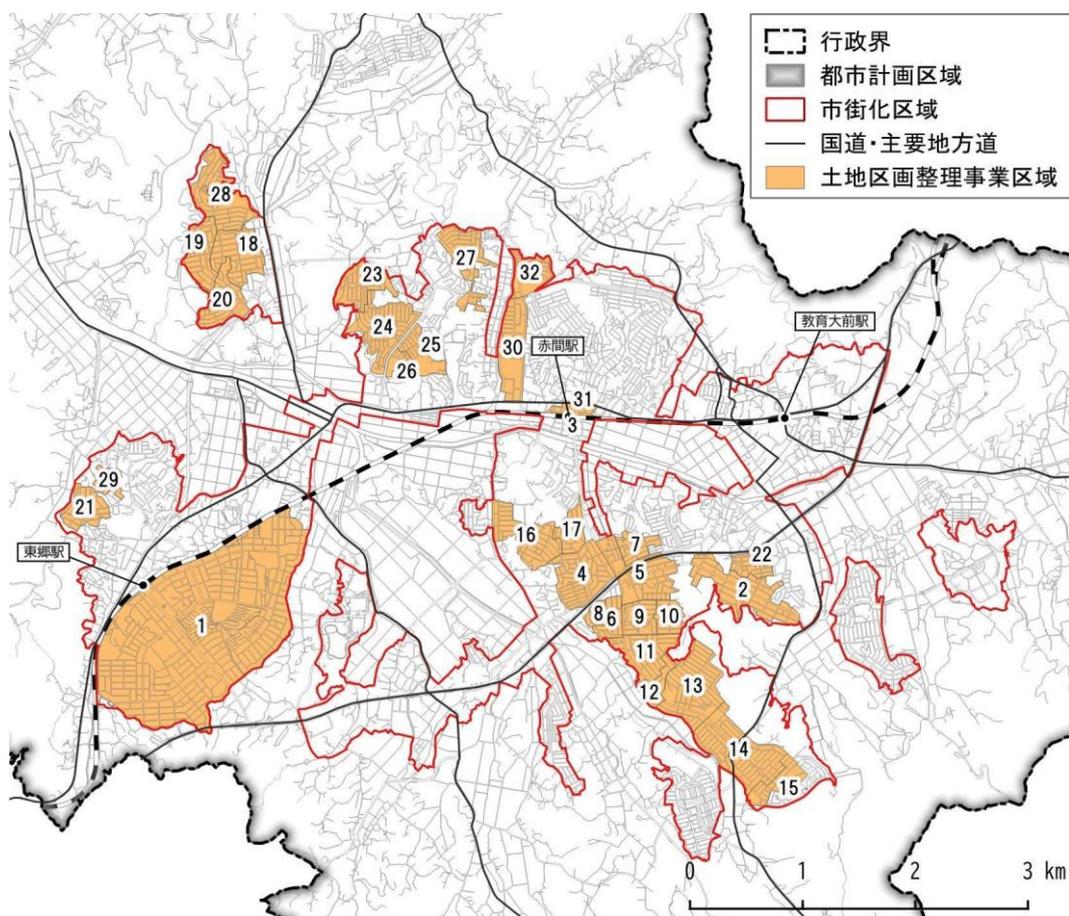
※300m圏内：「都市構造の評価に関するハンドブック（平成26年8月国土交通省都市局都市計画課）」において示されている「公共交通沿線地域」のバス停の徒歩圏

5. 都市基盤整備の状況

(1) 土地区画整理事業区域

本市の 32 箇所で土地区画整理事業が実施されています。

【土地区画整理事業区域】



出典：市資料（R6 時点）

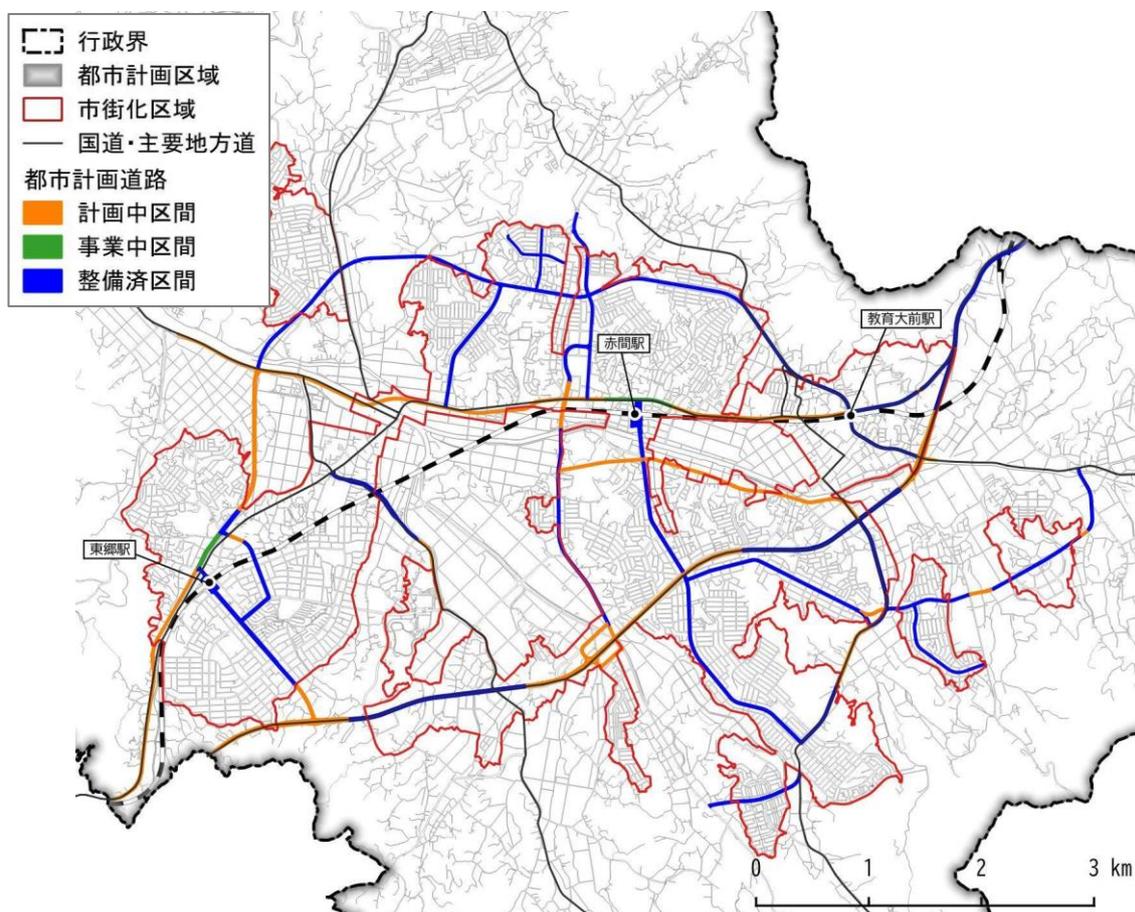
【土地区画整理事業一覧】

No.	事業名称	事業主体	事業年度	施行面積 (ha)
1	東郷	日本住宅公団	S41～S45	217.6
2	赤間	日本住宅公団	S42～S45	29
3	赤間駅裏	赤間駅裏土地区画整理組合	S42～S44	6.5
4	森林都市第1	森林都市(株)	S40～S44	19.5
5	森林都市第2	森林都市(株)	S41	13.9
6	森林都市第3	森林都市(株)	S41	6
7	森林都市第4	森林都市(株)	S43	7.9
8	森林都市第5	森林都市(株)	S43	3.6
9	森林都市第6	森林都市(株)	S44	14.9
10	森林都市第7	森林都市(株)	S43～S44	7.2
11	森林都市第8	森林都市(株)	S44～S46	15.1
12	森林都市第9	森林都市(株)	S46～S47	5.5
13	森林都市第10	森林都市(株)	S47～S50	28.4
14	森林都市第11	森林都市(株)	S55～S60	29
15	自由ヶ丘第12	森林都市(株)	H3～H6	22.9
16	自由ヶ丘	自由ヶ丘土地区画整理組合	S45～S46	19.8
17	自由ヶ丘・田久	森林都市(株) 他6人	S49～S51	7.4
18	河東第1	河東第1土地区画整理組合	S43～S46	17.8
19	河東第2	河東第2土地区画整理組合	S49～S51	14.1
20	河東第3	河東第3土地区画整理組合	S54～S61	12.8
21	大井	大井土地区画整理組合	S49～S53	11.4
22	徳重	徳重土地区画整理組合	S55	6.1
23	ネオポリス第1	大和団地(株) 他8人	S49～S57	13.6
24	ネオポリス第2	大和団地(株) 他13人	S56～S58	25.3
25	ネオポリス第3	大和団地(株) 他8人	S59～S60	9.7
26	ネオポリス第4	大和団地(株) 他9人	S60～S61	3.3
27	須賀浦	須賀浦土地区画整理組合	S60～H3	16.8
28	池浦	池浦土地区画整理組合	H5～H9	20.3
29	池ノ谷	池ノ谷土地区画整理組合	H8～H10	6.1
30	土穴須恵	土穴須恵土地区画整理組合	H10～H14	17.7
31	赤間駅北口	宗像市	H16～H24	3.6
32	くりえいと北	くりえいと北土地区画整理組合	H20～H24	10.9

(2) 都市計画道路

本市の都市計画道路は 21 路線あり、そのうち 12 路線は計画中区間です。

【都市計画道路の整備状況】



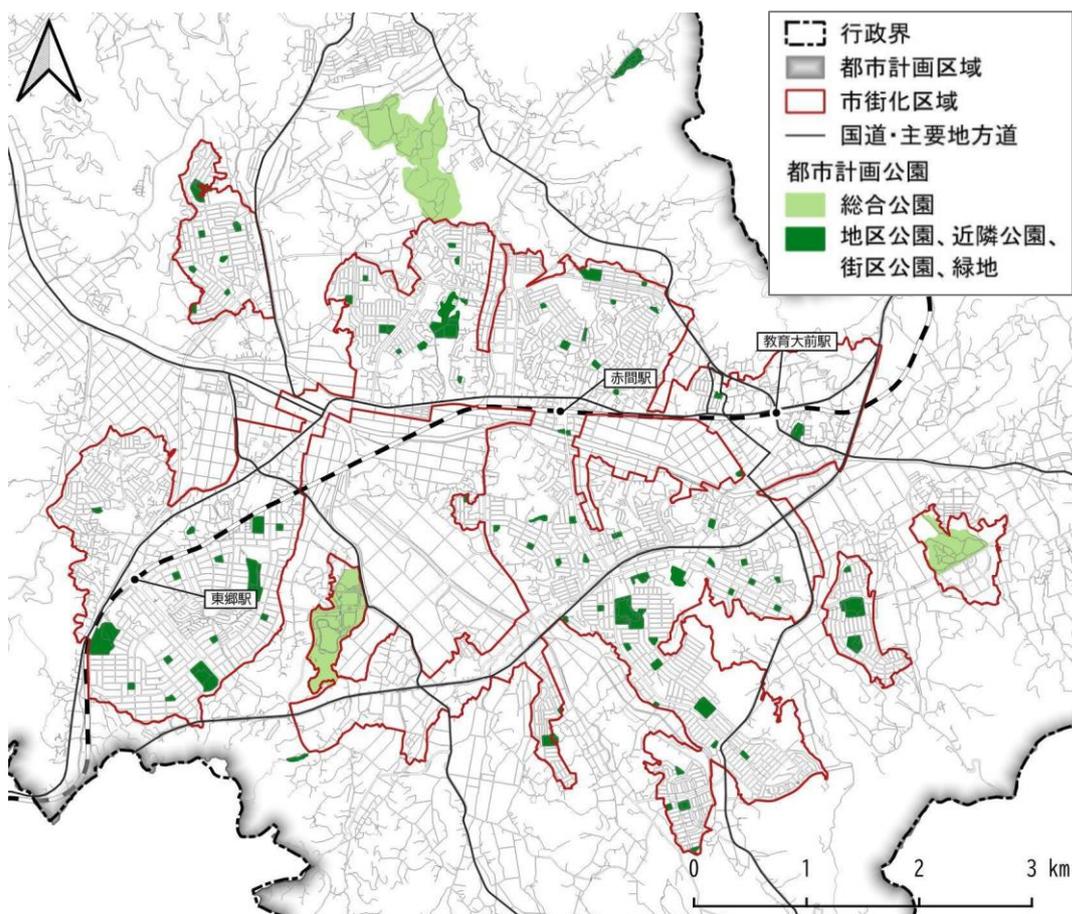
No	都市施設名称	都市計画決定事項
1	3. 3. 10-1 国道3号線	L=8,952m W=25m
2	3. 4. 10-2 宗像福岡線（赤間駅北口駅前広場含む）	L=10,910m W=18m 広場A=0.50ha
3	3. 3. 10-3 東郷駅丸線（東郷駅日の里口駅前広場含む）	L=1,300m W=25m 広場A=0.6ha
4	3. 4. 10-4 田熊日の里線	L=1,070m W=20m
5	3. 4. 10-5 赤間駅自由ヶ丘線（赤間駅南口駅前広場含む）	L=3,400m W=18m 広場A=0.83ha
6	3. 4. 10-6 徳重朝町線	L=2,300m W=18m
7	3. 4. 10-7 自由ヶ丘葉山線	L=1,900m W=18m
8	3. 4. 10-8 石丸河東線	L=7,150m W=16m
9	3. 4. 10-9 土穴朝町線	L=3,340m W=16m
10	3. 4. 10-10 土穴須恵線	L=1,740m W=16m
11	3. 4. 10-11 稲元河東線	L=1,260m W=16m
12	3. 4. 10-12 徳重曲線	L=2,870m W=16m
13	3. 4. 10-13 宮田原町線	L=440m W=16m
14	3. 5. 10-14 宗像玄海線	L=900m W=14m
15	3. 4. 10-16 東郷駅前線（東郷駅宗像大社口駅前広場含む）	L=120m W=19m 広場A=0.32ha
16	3. 4. 10-17 葉山武丸線	L=2,770m W=16m
17	3. 5. 10-18 広陵台富地原線	L=1,060m W=12m
18	3. 4. 10-19 朝町自由ヶ丘線	L=920m W=18m
19	3. 4. 10-20 光岡東郷線	L=1,670m W=12m
20	7. 6. 10-1 河原平原線	L=550m W=9m
21	7. 6. 10-2 井牟田須賀浦線	L=610m W=9m

出典：令和4年度都市計画基礎調査

(3) 都市計画公園・緑地

本市の都市計画公園は 86 箇所あり、総合公園が 3 箇所、地区公園、近隣公園、街区公園が 83 箇所、緑地が1箇所あります。

【都市計画公園の整備状況】

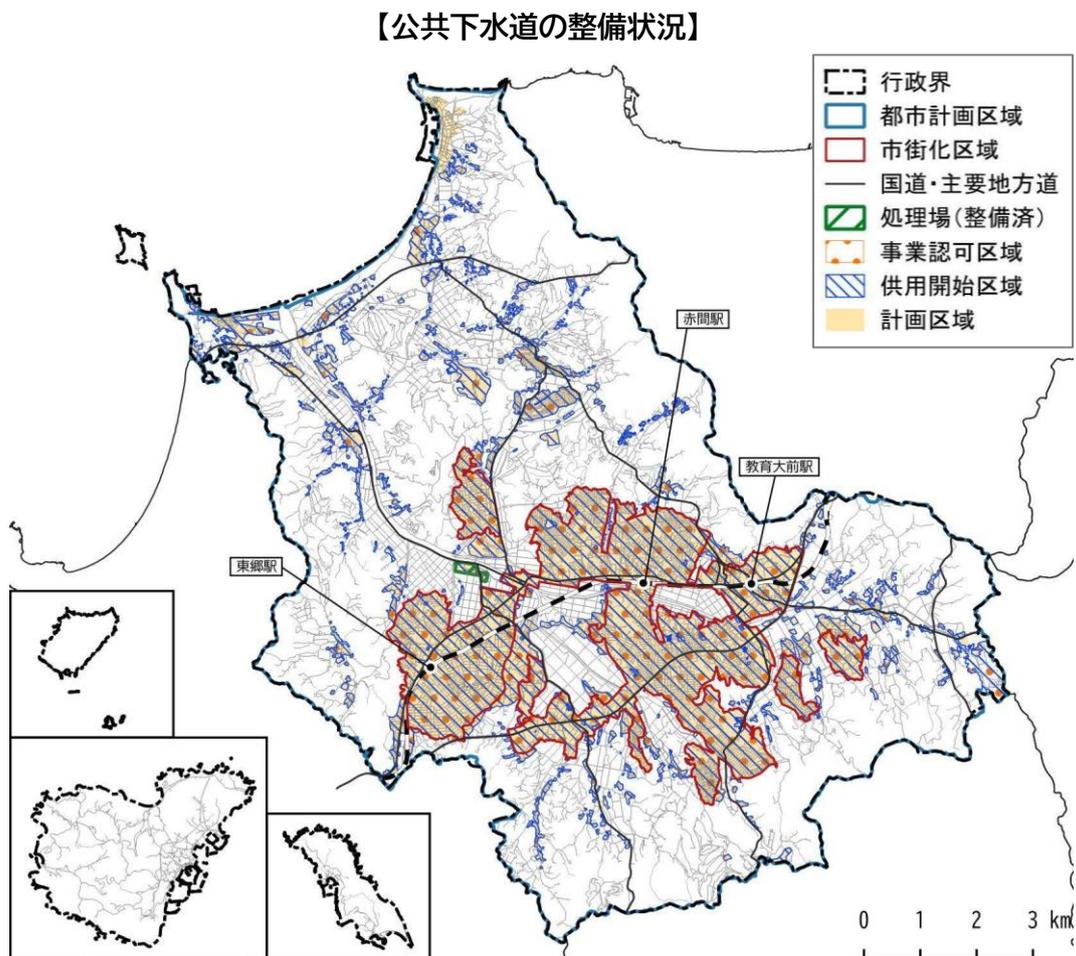


出典：令和4年度都市計画基礎調査

(4) 公共下水道

市街化区域全域及び市街化調整区域の既存集落地を下水道計画区域に指定しており、その大部分を事業認可区域に指定しています。

公共下水道の整備率は92.0%、普及率は99.4%となっており、ほとんどの世帯に普及している状況です。



出典：令和4年度都市計画基礎調査

【公共下水道の整備率】

	全体計画区域面積(ha)	事業認可区域面積(ha)	供用面積(ha)	整備率(%)
公共下水道	2,857.9	2,729.0	2,629.6	92.0

【公共下水道の普及率】

	世帯数(世帯)	供用区域戸数(戸)	普及率(%)
宗像市	44,884	44,606	99.4
市街化区域内	43,866	43,603	99.4

出典：下水道課 (R5.12.12時点)

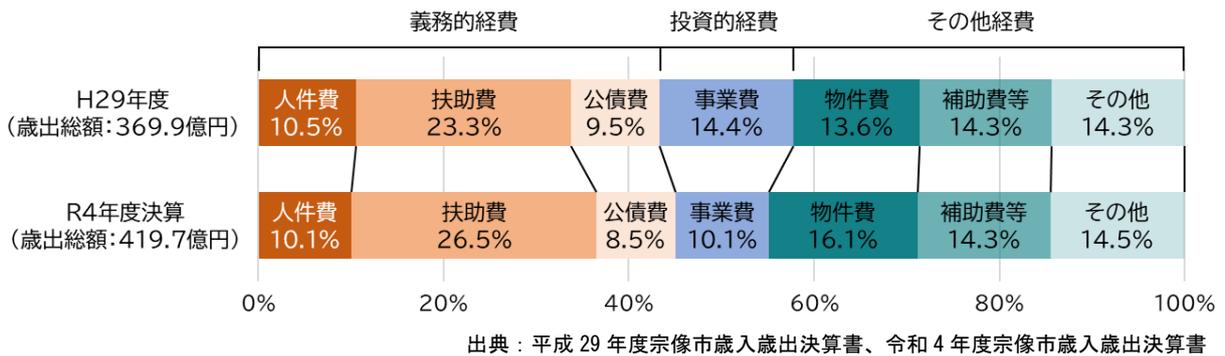
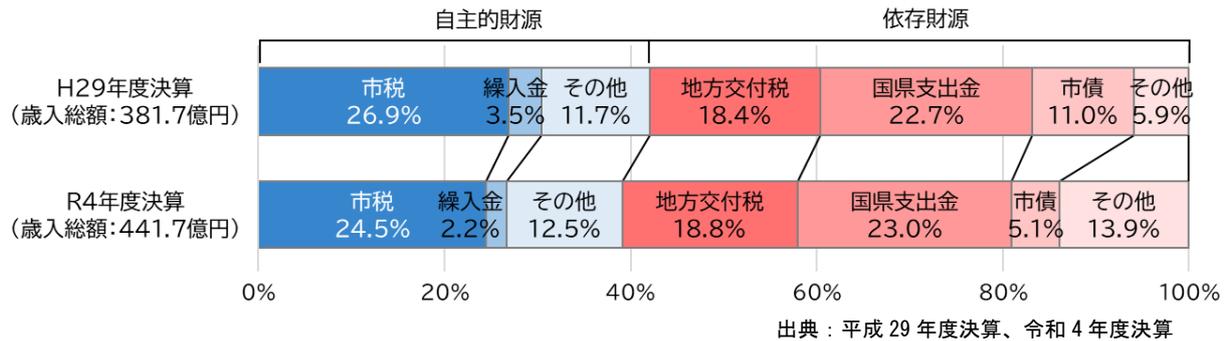
6. 財政・地価の状況

(1) 財政状況(歳入・歳出構造の変化)

本市の平成 29 年度と令和 4 年度における歳入構造を比較すると、歳入総額が 60 億円増加しており、財源としては依存財源が 2.8%増加しています。

歳出については、扶助費が 3.2%増加しています。

【歳入・歳出の変化】

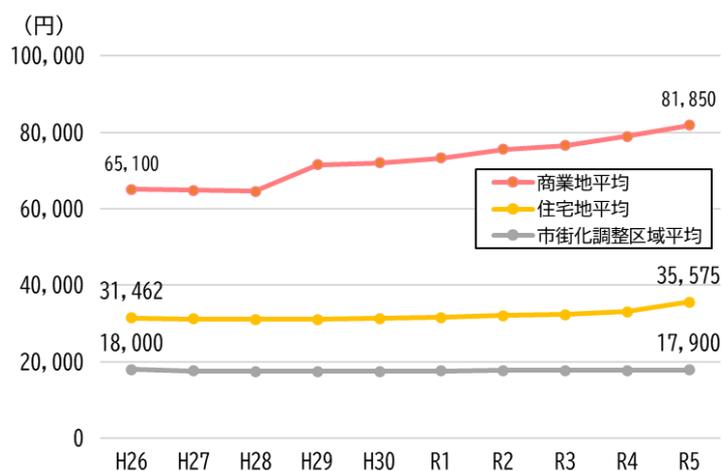


(2) 地価の推移

市内の地価について、商業系用途地域及び住宅系用途地域は平成28年以降微増傾向にあります。市街化調整区域では概ね横ばいで推移しています。

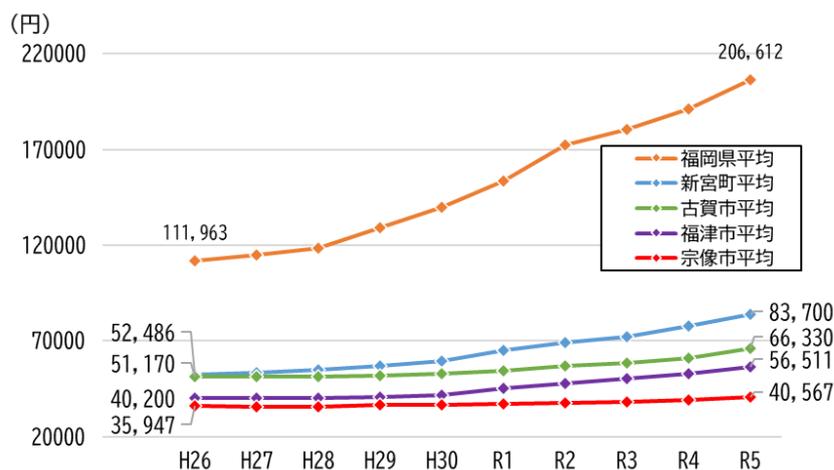
一方で福岡県や近隣市町と比較すると、地価の上昇率は低くなっています。

【宗像市内 地価推移】



出典：地価公示

【福岡県、近隣市町の地価推移】



出典：地価公示

【福岡県、近隣市町の地価推移(変化率)】

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
宗像市平均	1.00	0.99	0.99	1.01	1.02	1.04	1.05	1.07	1.09	1.13
福岡県平均	1.00	1.02	1.06	1.16	1.25	1.37	1.54	1.61	1.71	1.85
古賀市平均	1.00	1.00	1.01	1.02	1.03	1.07	1.12	1.14	1.19	1.30
福津市平均	1.00	1.00	1.01	1.01	1.03	1.13	1.19	1.25	1.32	1.41
新宮町平均	1.00	1.02	1.05	1.09	1.14	1.24	1.32	1.38	1.48	1.59

出典：地価公示を基に作成

7. 都市の状況

(1) 広域的な位置づけ

「福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、本市は「福岡広域都市計画区域」に位置づけられており、赤間駅周辺は広域拠点が設定されています。



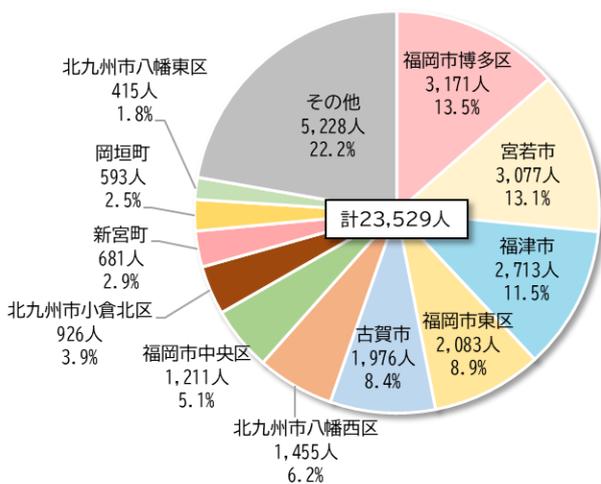
出典：福岡都市圏都市計画区域の整備（令和3年4月30日告示）、開発及び保全の方針「将来像図」

(2) 通勤・通学の状況

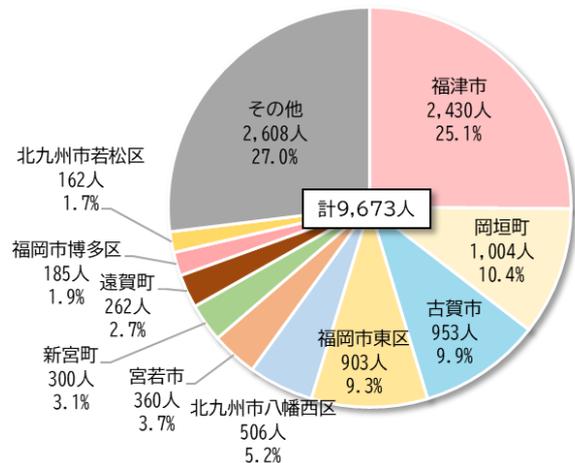
市外に通勤・通学している市民は23,529人となっています。市外の通勤・通学先は福岡市博多区が最も多く3,171人、次いで宮若市が3,077人となっています。

市外から本市に通勤している人の居住地を見ると、福津市が最も多く2,430人、次いで岡垣町は1,004人となっています。

【市民の通勤・通学先】



【本市に通勤・通学している人の居住地】



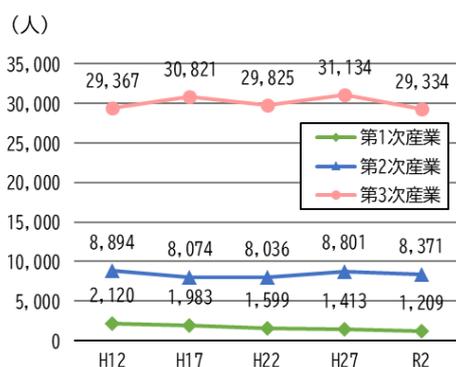
出典：国勢調査（R2）

8. 産業の状況

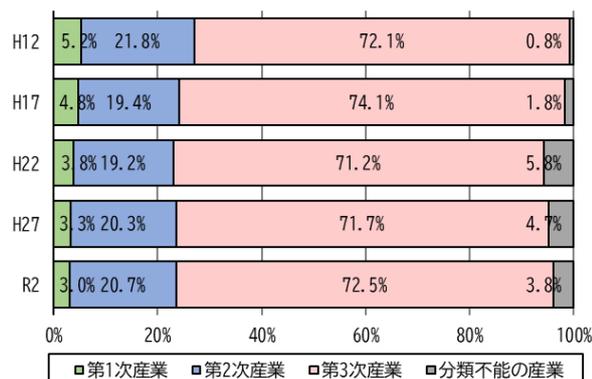
(1) 産業3区分従業者数

産業3区分の従業者数は過去10年間ほぼ横ばいとなっています。各産業の割合推移は、第1次産業が減少傾向となっています。

【産業3区分の従業者数と割合の推移】



出典：国勢調査

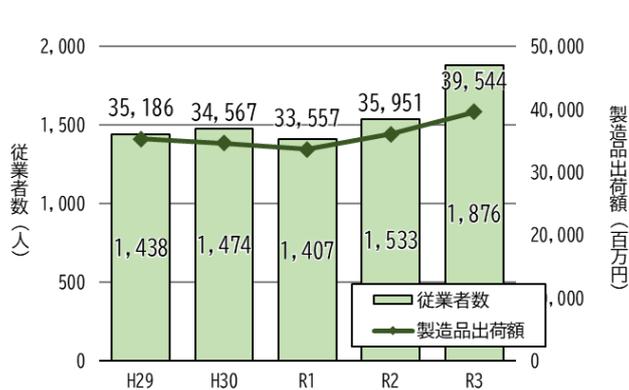


出典：国勢調査

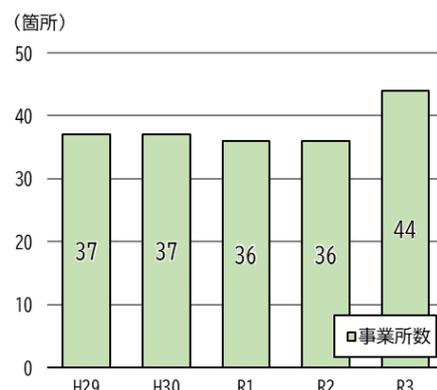
(2) 工業の推移

平成29年から令和3年までの5年間で従業者数が438人増加、製造品出荷額は約43.6億円増加しており、事業所数は7か所増加しています。

【工業の従業者数、製造品出荷額、事業所数の推移】



出典：工業統計調査

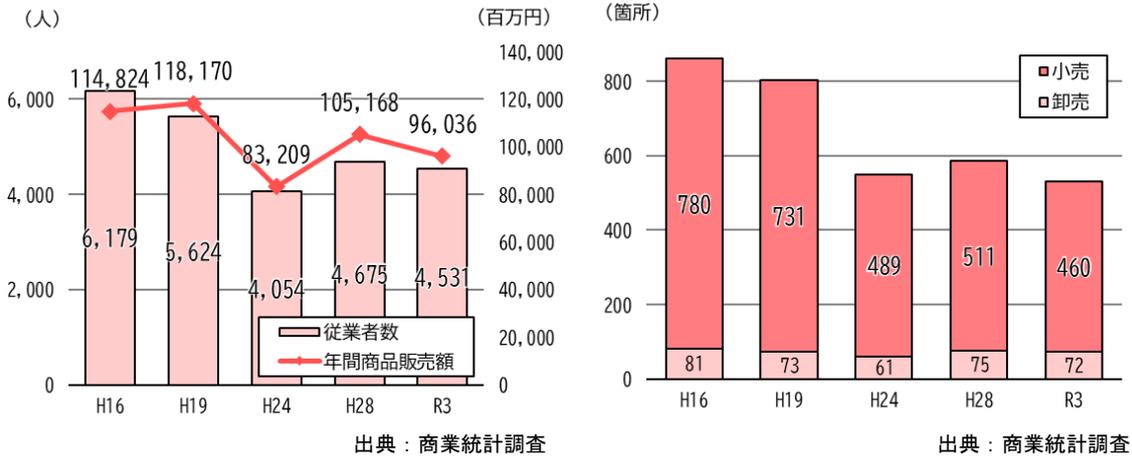


出典：工業統計調査

(3) 商業の推移

令和3年現在、年間販売額は約960億円、事業所数は532箇所となっています。平成24年以降商業統計調査の調査方法が大幅に変更されたため、過年度との比較はできませんが、平成28年以降は減少傾向となっています。

【商業の従業者数、年間商品販売額、事業所数の推移】

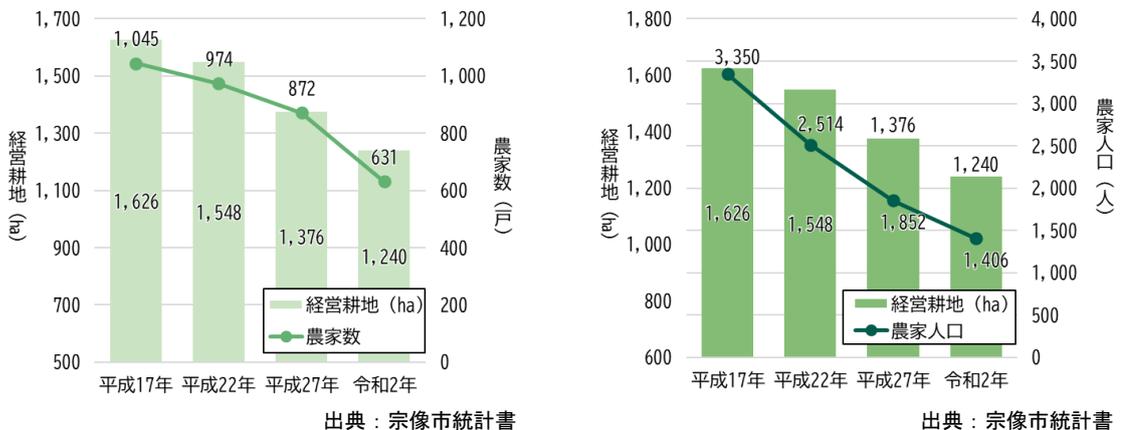


※商業統計調査については、平成24年以降調査設計の大幅な変更があったため以前の数値とは接続しない

(4) 農業の推移

経営耕地面積は、令和2年現在1,240ha、農家数は631戸、農家人口は1,406人であり、ともに減少傾向となっています。

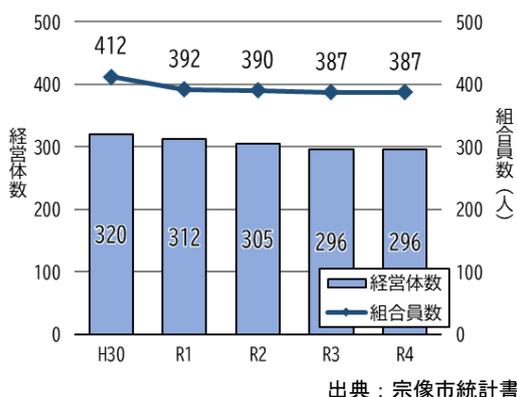
【農家数、農業人口の推移】



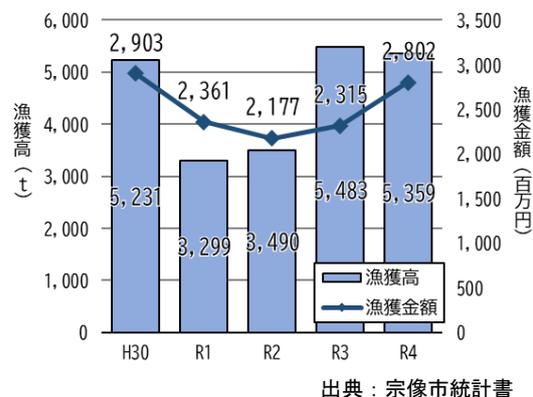
(5) 漁業の推移

令和4年現在の(組合員数)は387人、漁業経営体数は296経営体、同年現在の漁獲高は県内トップクラスの5,359トンです。漁業経営体数及び漁業就業者数は、平成30年から令和3年までは微減傾向にあります。令和3年から令和4年にかけては横ばいで推移しています。一方で漁獲高は、平成30年から令和元年にかけて減少傾向にあり、令和元年以降、令和3年にかけて増加傾向に転じましたが、その後令和3年から令和4年にかけては減少傾向にあります。また、漁獲金額は、令和元年から令和3年までは横ばいであり、令和3年から令和4年にかけては増加傾向にあります。

【漁業就業者数】



【漁獲高・漁獲金額の推移】

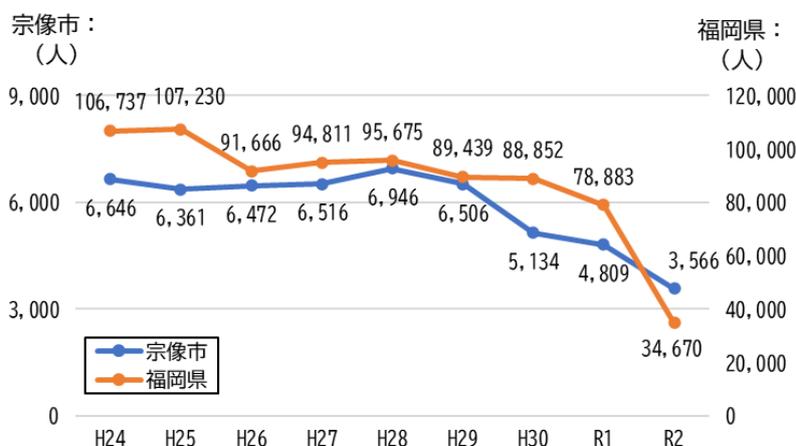


(6) 観光入込客数の推移

宗像大社をはじめ、多くの観光資源を有する本市は、県内第3位の観光入込客数(平成29年時点)を誇っています。

平成30年以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、福岡県、本市ともに減少傾向となっておりますが、県全体と比較すると本市の方が緩やかな減少幅となっております。

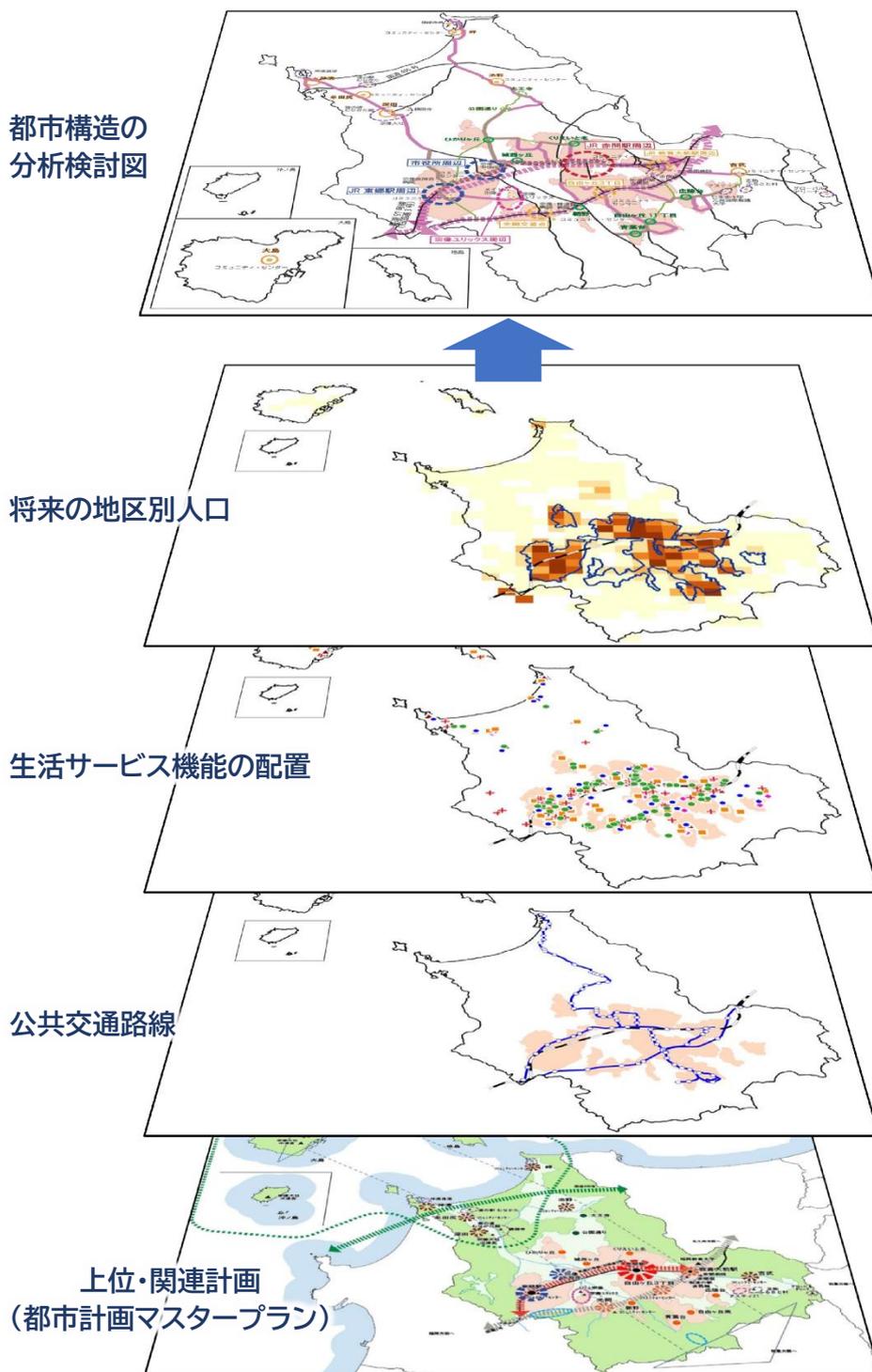
【観光入込客数の推移】



9. 将来見通しにおける分析

今後のまちづくりにおいては、将来の人口減少下にあっても持続的に市民生活、都市活動などが確保される都市構造が必要となります。そのため、現在の公共交通や生活サービス機能と将来の人口見通しを層状に重ね、都市計画マスタープランにおける目指すべき将来都市構造との整合性チェックや市民生活の利便性、公共交通の持続性などに係る分析を行います。

【将来見通しにおける分析のイメージ】



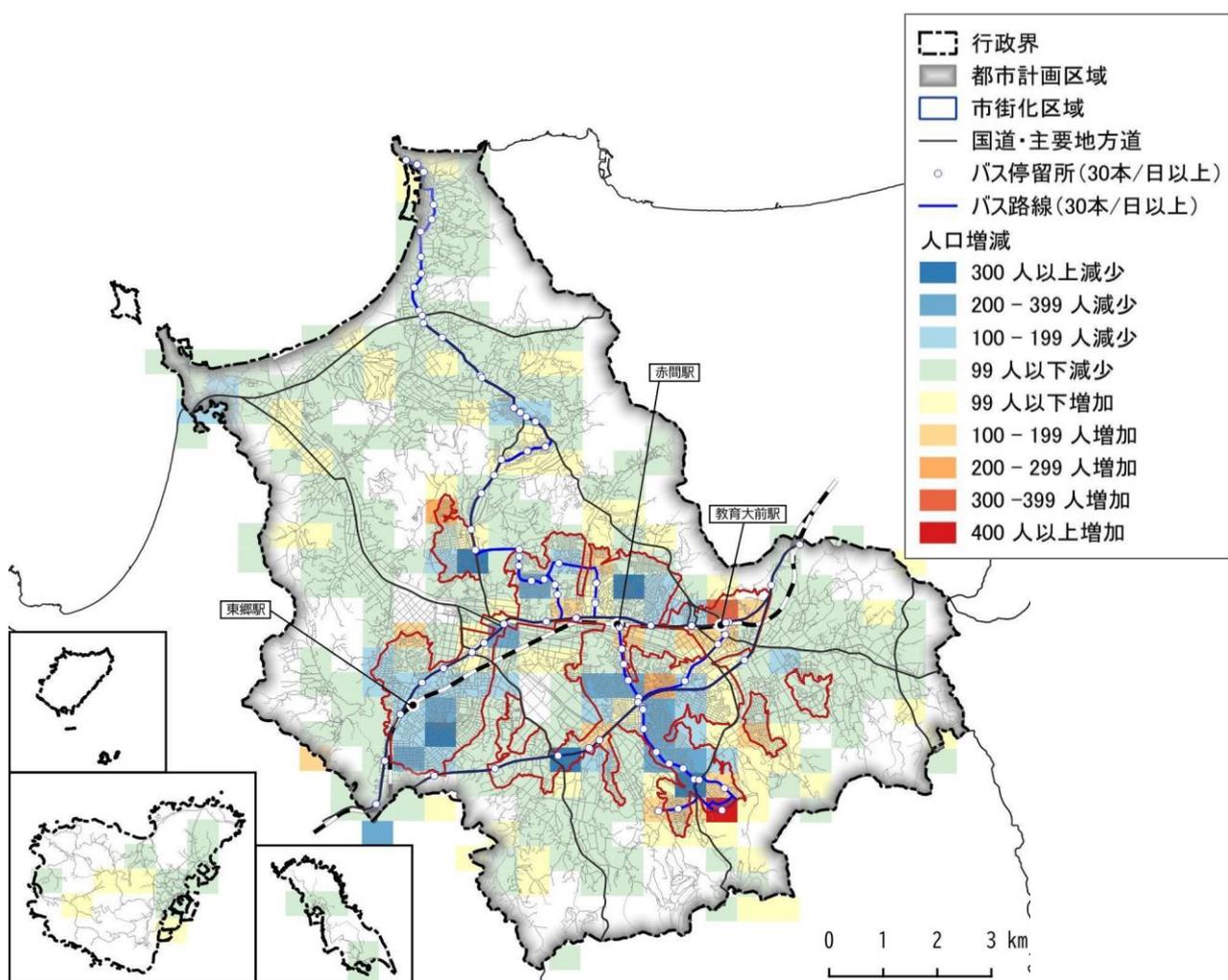
(1)バスのサービス水準に関する分析

将来(令和27年)人口の減少が見込まれる地域においては、バス利用者の減少に伴う事業者の収入減少が予測されます。これにより、バス事業者は、事業継続に向けたコスト削減のため、運行本数の減少や路線の廃止などバスのサービスを低下する可能性があります。

仮にサービスが低下した場合は、更なる自動車依存の高まりや高齢者など交通弱者の移動手段が確保できない状況が懸念されます。

- 将来人口が減少する地域で、バスのサービスが低下する可能性があります。
- 仮にサービスが低下した場合は、更なる自動車依存の高まりや交通弱者の移動が不便になることが懸念されます。

【バスのピーク時運行本数の状況と人口増減(R2～R27)】



出典：国勢調査 (R2)、国立社会保障・人口問題研究所 (R27)、令和4年度都市計画基礎調査、市ホームページ (R6 時点)、国土交通省 国土数値情報 (R4 時点)、西鉄バスホームページ (R5 時点)

(2)生活サービス機能に関する分析

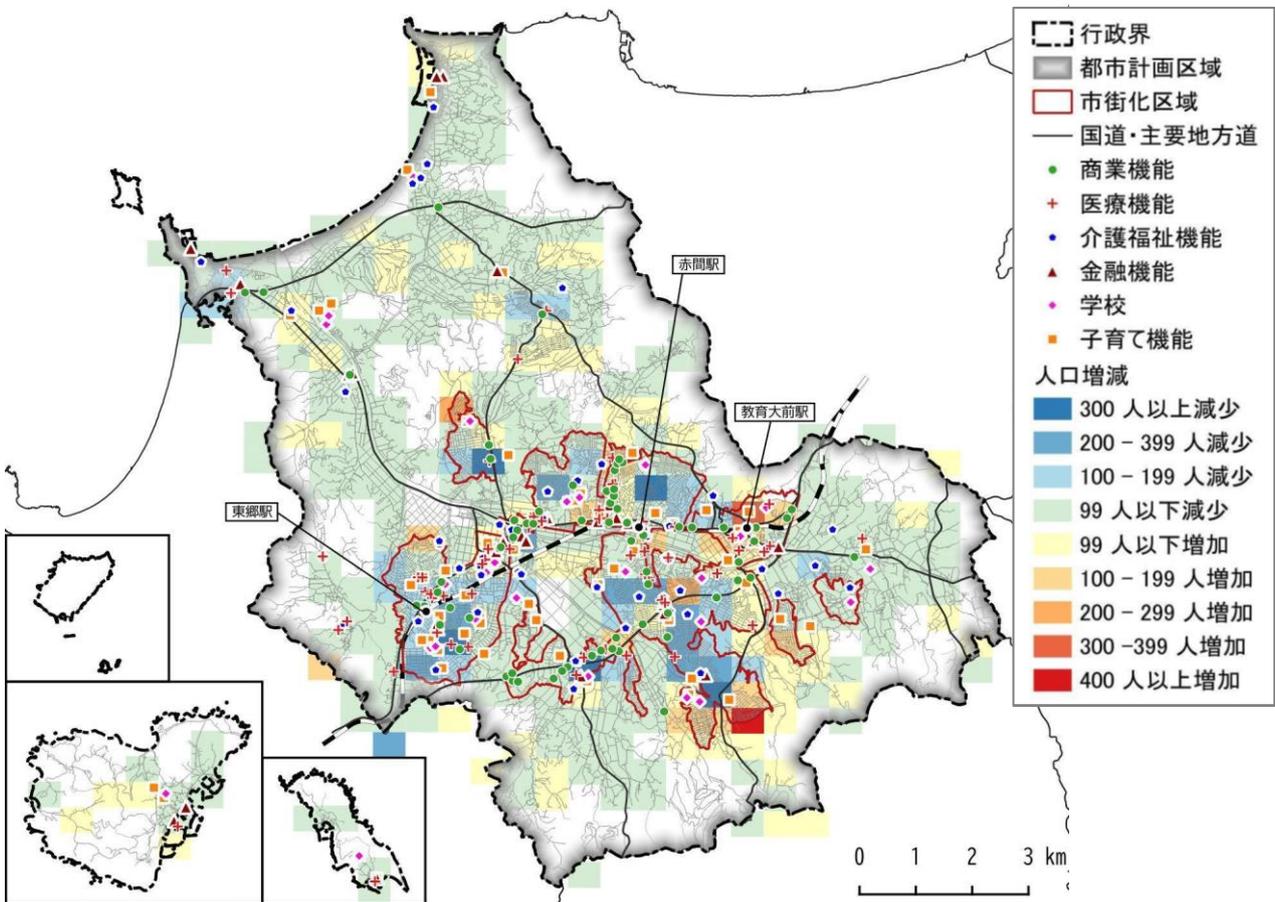
将来(令和27年)人口の減少が見込まれる地域において、商業などの生活サービス機能は、利用客の減少に伴い収益が減少することが予測されます。これにより、経営が困難となった生活サービス機能が、地域から撤退する可能性があります。

仮に商業などの施設が撤退した場合は、近場でサービス機能を利用できず、遠方でサービス機能を利用することとなり、日常生活に不便を感じる住民の増加が懸念されます。

また、同様の地域において教育機能については、児童・生徒の減少がクラス数減少ひいては、施設の規模縮小や集約化などの可能性があります。

- 将来人口が減少する地域で、生活サービス機能対象施設が撤退、規模縮小する可能性があります。
- 仮に商業などの施設が撤退した場合は、生活サービス機能を遠方から利用することになり、日常生活の利便性が低下することが懸念されます。

【生活サービス機能と人口増減(R2～R27)】



出典：国勢調査 (R2)、国立社会保障・人口問題研究所 (R27)、令和4年度都市計画基礎調査、国土交通省 国土数値情報を基に作成 (R5時点)、介護DB (R5時点)、各種データを基に作成 (R5時点またはR6年時点)

(3)住環境に関する分析

昭和40年代にまとまった規模で開発された日の里地区や自由ヶ丘地区などでは、築年数が50年以上の建築物が一団となって分布しています。

これらの地域では、同時期に同世代の住民がまとまって居住しており、開発から50年以上が経過したことで、居住者の高齢化が一斉に進行しており、これに伴う空き家・空き地の急激な増加が予測されます。

このように、高齢化が一斉に進行し居住人口が減少すれば、コミュニティ活動の担い手として期待される若年層も減少することで、住民間のつながりが希薄となり、コミュニティが衰退することが懸念されます。

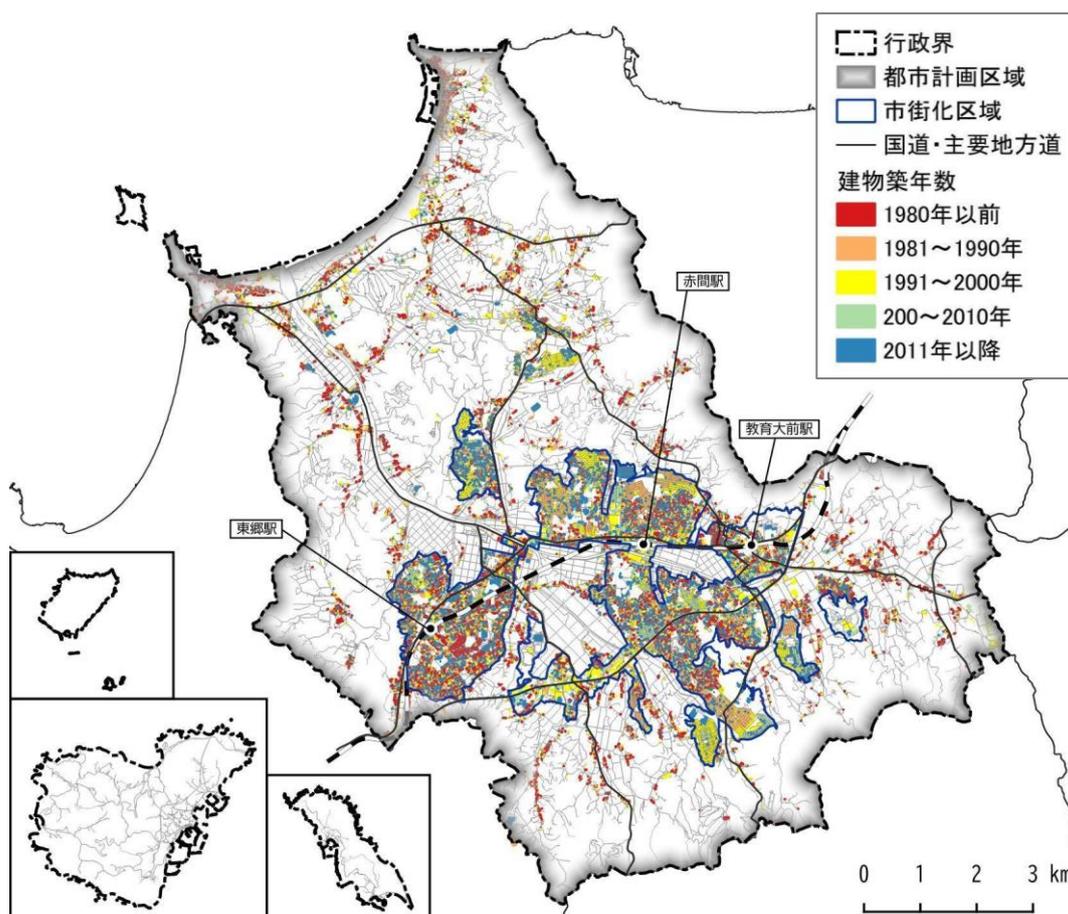
一方、空き家・空き地が増加すれば、空き家の老朽化による倒壊の危険性や、空き地の管理不全による雑草の繁茂、落ち葉の飛散など景観、住環境の悪化が懸念されます。

○老朽化が進む建築物が一団となっている地域で、高齢化の進行に伴うや空き家・空き地の増加が予測されます。

○高齢化が一斉に進行し、若年層が減少することで住民間のつながりが希薄となり、コミュニティが衰退する懸念があります。

○空き家・空き地が増加することで、景観、住環境が悪化する懸念があります。

【築年数別建築物分布(R4)】



出典：令和4年度都市計画基礎調査

※都市計画基礎調査は都市計画区域を対象としているため、都市計画区域外についてはデータなし

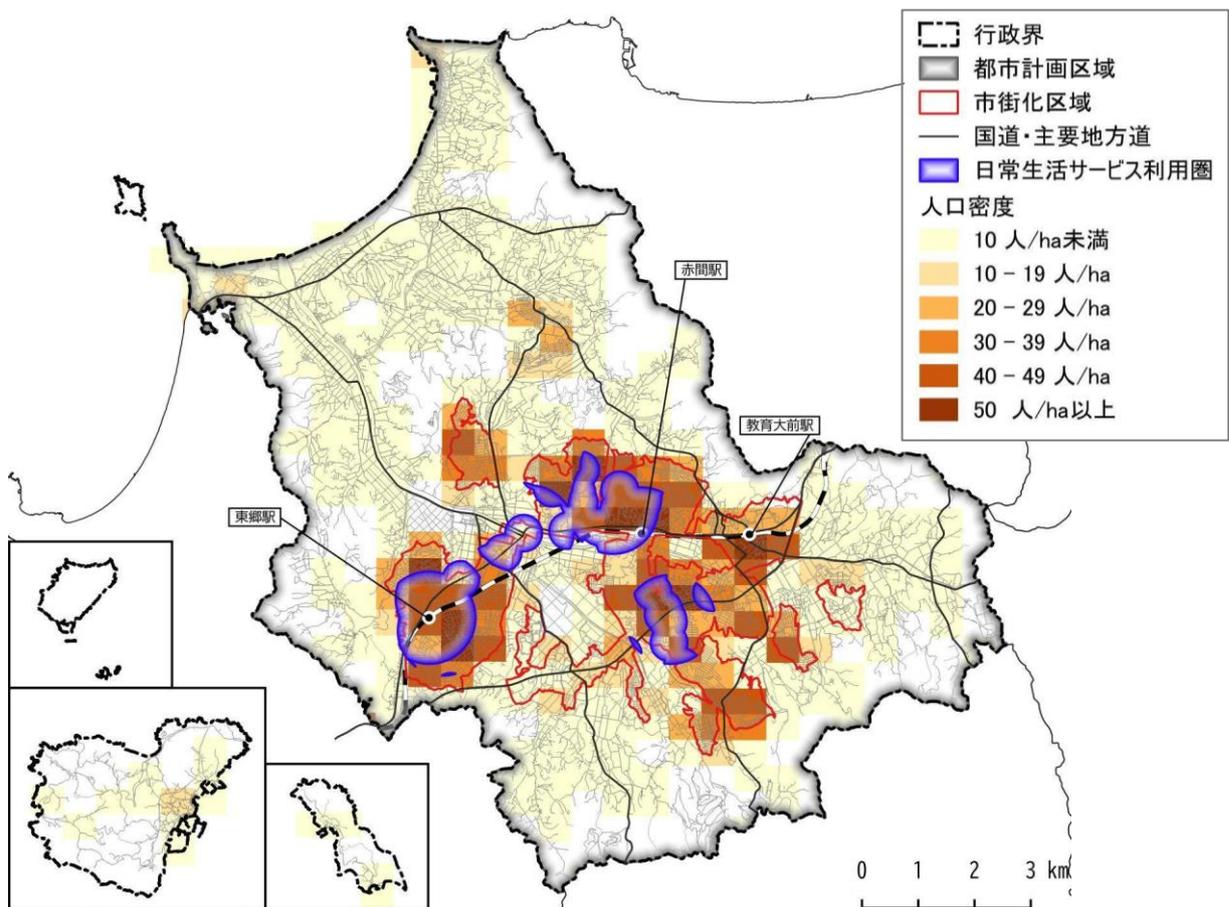
(4)日常生活における移動の容易性に関する分析

生活サービス機能が徒歩圏にない地域においては、自動車や公共交通などにより他地域の機能を利用することになります。さらに、これら地域で公共交通の利便性が悪い場合は、自動車に依存することになり、自動車を運転できない交通弱者にとって、日常生活に不便を感じる状況が懸念されます。

また、高齢者などの交通弱者は、移動が億劫になり外出機会が減少すれば、高齢者の健康への悪影響に繋がることも懸念されます。

- 生活サービス機能が徒歩圏にない地域では、自動車や公共交通により他地域の機能を利用することになります。
- これらの地域で公共交通の利便性が悪い場合は、交通弱者が日常生活に不便を感じる懸念があります。
- これらの地域で高齢者の外出機会が減少すれば、高齢者の健康等への悪影響に繋がる懸念があります。

【日常生活サービス利用圏*と人口分布】



出典：国勢調査（R2）、令和4年度都市計画基礎調査、市ホームページ、国土交通省 国土数値情報（R4時点）、西鉄バスホームページ（R5時点）、介護DB（R5時点）、各種データを基に作成（R5）

※日常生活サービス利用圏：「医療施設」「高齢者福祉施設」「商業施設」の徒歩圏域（800m）、及び基幹の公共交通（鉄道駅の800m圏域、30本/日以上のバス停の300m圏域）（出典：平成26年8月国土交通省都市局都市計画課都市構造のハンドブックより）

10. 都市構造上の課題

本市が目指す都市計画マスタープランにおける「宗像版多極連携の集約型都市構造の形成」に向けては、本市を取り巻く人口減少や少子高齢化の進行といった社会情勢の変化により、いくつかの問題が発生することが懸念されています。本市が目指す都市構造形成に向けては、これらの社会情勢を踏まえて以下のような課題が挙げられます。

(1)利用しやすい公共交通の充実

将来人口の減少が見込まれる地域で、バスなどの公共交通利用者の減少が進むことで、公共交通サービスが低下する可能性があり、高齢者などの交通弱者の移動手段が確保できなくなることが懸念されます。

人口減少下において公共交通の利用を促進させるため、交通結節機能の強化など、誰もが利用しやすい持続可能な公共交通の充実が必要となります。

(2)生活サービス機能の利便性の確保

生活サービス機能においても、公共交通と同様に将来人口の減少が見込まれる地域で、利用者の減少が進むことで、生活サービス機能が撤退や規模縮小する可能性があり、生活サービス機能の利便性の低下から、日常生活に不便を感じる状況が懸念されます。

将来人口集積に対応した、生活サービス機能の配置・再編による持続的な施設確保など、生活サービス機能の利便性の確保が必要となります。

(3)安心して住める住環境の維持

老朽化が進む建築物が一団となって分布する地域では、居住者の高齢化に伴う、空き家・空き地の急激な増加が予測されます。これらの地域では、空き家の倒壊や空き地の雑草の繁茂など、景観、住環境の悪化を招き、火災の発生や治安の悪化が懸念されます。

また、このような地域では、高齢化の急速な進行により若年層が減少することで、住民間のつながりが希薄となりコミュニティが衰退することが懸念されます。

空き家・空き地の有効活用や定住化の促進など、多世代が安心して暮らせる持続可能な住環境の確保が必要となります。

(4)歩いて暮らせるまちづくりの推進

生活サービス機能が徒歩圏にない地域では、特に身近な生活空間での利便性を要する高齢者や子育て世帯などにとって、日常生活における移動に不便を感じる状況が懸念されます。

また、これらの地域で高齢者の外出機会が減少することで、健康等への悪影響に繋がることが懸念されます。

高齢者や子育て世帯をはじめとする住民にとっては、生活サービス機能やバスなどの公共交通へ徒歩や自転車で安全・快適にアクセスできる「歩いて暮らせるまちづくり」の形成が必要となります。併せて、公共交通の充実とバリアフリー環境の整備が必要となります。

(5)災害に対する居住地の安全性の確保

内水浸水想定区域や土砂災害(特別)警戒区域では、水害や土砂災害の発生により居住地に被害が及ぶことが懸念されます。

災害発生リスクがある地域において、災害に対する居住地の安全性の確保が必要となります。

※第8章 防災指針参照

(6)集約型都市構造による都市経営の安定化

歳入では、生産年齢人口の減少による市税収入の減少が懸念されます。

一方、歳出では、昭和50年代から平成の初頭にかけて多く建設された公共施設などの老朽化に伴い、維持管理費用の増大が懸念されます。

また、更なる高齢化の進行により、医療や介護などの社会保障に係る経費の増大も見込まれます。

これらの課題に対し、集約型都市構造は、行政サービスの効率化やインフラ整備・維持管理コストの削減などを通して財政の健全化に貢献し、将来的な人口減少や社会保障費の増大といった課題にも対応できる安定した都市経営を実現します。

さらに、都市機能の充実や生活利便性の向上、魅力的な都市空間の創出などを通して都市の魅力を高め、人口流出の抑制や企業誘致に繋げることで、持続可能な都市発展を促します。